

地研通信

発行人 岩田俊二
編集人 島内高太
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

第38回地域問題研究交流集会報告

本研究所の第38回研究交流集会在、2008年12月20日(土)午後2時からアスト津の第2会議室で、外国人問題調査研究プロジェクトチームによる「津市における来日外国人の生活実態調査」報告会として行われました。なお、統計上の数値については、報告会後に返信があった分を含めて再集計した結果を本文中に反映させるとともに、報告会後に明らかになった事実に基づいて、本文の一部を修正しています。

< 楠本 >

地域問題研究交流集会を始めたいと思います。最初に雨宮先生から会の趣旨について、説明いただきます。

< 雨宮 >

三重短期大学の雨宮と申します。地域連携センターのセンター長をしております。三重短期大学は津市が設立した短期大学でございますので、従来から地域に対して貢献するというのを旗印に掲げてまいりました。この4月から地域連携センターというものをつくりまして、例えばシンポジウムでありますとか公開講座といった学習機会を提供することもひとつですし、あるいは他大学との連携とか高等学校との連携、それから企業、自治会とかの市民団体との連携などを通じて地域問題に対する活動を強めてきているところでございます。今回は三重短期大学に地域問題研究所という研究機関がございますが、そこが主催する研究交流集会です。この研究所は昨年まで地域問題総合調査研究室という名前でした。設立しましてからもうすでに20年以上経過しまして、行財政や福祉の問題、居住の問題あるいは食生活の問題など様々な地域の課題について研究活動を行ってきたところでございます。今回はその研究所の中にあります外国人問題を扱う研究プロジェクトが昨年、来日外国人の就学調査をやりまして、今年はそれをさらに拡大した生活実態調査をやってまいりました。今、かなり多くの外国人が来日しておりますけれども、三重県の特に津を中心にした地域での外国人の方々の生活実態をきちんと把握した上で多文化共生の社会システムを目指すにはどうしたらいいかということ提言することを目指した研究プロジェクトでございます。今ちょうど景気後退の中で、来日外国人の方々の雇用の問題など非常に厳しい局面になっておりますが、こういう厳しい経済状況の中でこそ、日本が多文化共生といえますか外から来られた方々に対してやさしい社会なのかどうなのかが本当に問われてい

るところであろうと思います。このプロジェクト自体は、客観的な実態調査をきちんとやりまして、それを踏まえて将来の提言に結びつけていきたいというものでございますが、今日は生活実態調査の調査結果が一応集約できたということで、その報告とそこから何がみえてくるのかということを中心に楠本先生にご報告いただいて、討議するというのが目的になっております。限られた時間ではございますけれども存分に積極的な意見や感想を出していただいて実りある集会になりますように期待しております。簡単でございますが挨拶に代えさせていただきます。

< 楠本 >

今紹介いただきました三重短期大学地域問題研究所の外国人問題調査研究プロジェクトチームの代表をしております楠本と申します。まず、私から今回調査した内容について報告させていただいた上で皆さんに意見を伺って、今後の調査研究につなげていきたいと思っております。まず最初に、調査の目的からお話しさせていただいて、それからどんな方法で調査したか、そしてその結果がどうだったか、今後どんな課題があるかという、大きく4つの部分に分けて話をさせていただきます。

1 調査の目的

調査の目的の第一は前年の調査を継続するという事です。去年の調査につきましては今年の3月に『津市における外国人児童・生徒の就学状況調査報告書』を出しました。朝日新聞、中日新聞などで取り上げていただきましたので知っておられる方もいらっしゃると思います。去年の調査は就学状況調査という名前の通り主に外国籍の子どもの中で不就学の子どもが何人いるか、それを特定するというのを最大の目的として研究調査が始まったわけです。といいますが、この調査に先立って文部科学省が全国の自治体に委嘱して行った調査がありまして、その結果が公表されました。それによると不就

学者は1.1%で非常に低い数字になっています。これまでに可児市とか太田市、あるいは大泉町で行われた調査と比べても不就学率がかなり低く出ているということがあって、調査方法や何をもって不就学とするかという分類の方法も含めて検討する必要があるし、津市でも実際に調査をしてみたいということがまず最初の動機だったわけです。文部科学省が行った調査には三重県では四日市市が参加してしまっていて、就学年齢の外国人登録者数407名うち不就学者7名ということで1.7%という数字が出ています。三重県で参加したのは四日市市だけだったわけですが、そこで我々の津市でもやってみようということが第一だったわけです。その結果はどうだったかというと、就学年齢の子ども595人のうち不就学者17名ということで2.9%という数字です。これは四日市市よりもかなり高い数字になっています。

これが去年の調査結果の一番中心の部分ですが、ただ去年行った調査には限界があります。今年の調査の目的の第二は、去年の調査の限界を補うということです。去年の調査の限界といいますのは、まず調査方法の限界です。去年の調査方法は、外国人登録されている子どもから日本の公立学校に通っている子どもをまず引き算して、つまり日本の学校に籍のある者は一応就学者とみなしてそこに籍がない者について調査をかけるという方法だったわけです。日本の公立学校に籍が置かれていない者に対して郵便による調査をかけて、それに返信があればアンケートの内容にしたがってどんな教育を受けているかについて分類し、返信がない家庭に対して訪問調査をかけ、「学校に行っていますか?」「日本の学校に行っていないとしたら外国人学校に行っていますか?」ということを戸別訪問して調査し、その結果が、先程申しましたように17名の不就学者ということになったわけです。それで、何が問題かといいますと、それは全部を対象にして調査をしたのではないということ、つまり、学校に籍がある子どもは一応就学者とみなしてそれ以上の調査をしていないという点に問題がありました。

去年の調査には調査内容の点からも問題がありました。去年の調査内容は、「あなたの子どもは学校に行っていますか?」ということにつきるものだったわけです。学校に行っている子どもにしる、行っていない子どもにしる、子どもの教育の問題を、特に将来の進学まで含めてしっかりとした学力を身につけるような環境になっているかということにまで関心を持って見ていくとすれば、それは子どもがどんな学校で教育を受けているかということもさることながら、親がどんな就労実態であるか、親が将来日本に永住するつもりなのか、それとも将来は帰国するつもりなのか、親の生活実態と将来の展望が子どもに影響していることは当然視野に入れておく必要があります。去年の調査でも、保護者の生活が不安定であったり将来の展望が不透明であるという場合に、それが往々にして子どもの不就学につながっていたり、学校に籍を置いているけれども、あまりしっかり学校に通っていないというような状況があると推察されたからです。こういったことはいくつかの文献でも指摘されていることでしたので、今回は調査内容を「学校に通っていますか?」ということからさらに広げて、その保護者の生活実態や将来の展望がどうなっているかということも

訊くべきだと考えたのです。去年が就学状況調査だったのに対して今年が生活実態調査というふうに拡大したのはそういう趣旨からです。

ただし、拡大したとはいいいましてもやはり前年との間の継続性といえますか、去年の調査と今年の調査を完全に分離してしまうのではなくて、去年の調査との間に一定のつながりをもたせるということが必要で、それが前年の調査を活かす道でもあろうと考えました。そのために生活実態調査と申しましても、まず調査対象をすべての来日外国人とするのではなくて、日本の制度で義務教育就学年齢にある6歳から15歳の子どもをもっている家庭に限定しました。来日外国人でも日本での就学年齢の子どもをもっていない家庭は調査の対象になっていません。つまり、今回の調査の対象はそういう一定の年齢層の子どもをもっている家庭に限られているということが一つです。それからもう一つは同じく外国人と申しましても、いわゆる特別永住者は調査対象者から外しました。外国人登録でみた場合の津市の就学年齢の子どもの数は9月1日時点で618人ですけれども、その中で特別永住者は17名でした。17名はいずれも韓国籍もしくは朝鮮籍です。逆にいうと外国人登録の国籍が韓国・朝鮮となっている場合はすべて特別永住者でした。特別永住者じゃない韓国・朝鮮籍の就学年齢の子どもは外国人登録されてなかったということです。結局、特別永住者を除くということで韓国・朝鮮籍の方は我々の調査対象からすべて外れたこととなります。なぜ特別永住者を除くのか?ということについて説明をしますと、我々の調査が「来日外国人」というニューカマーの人達の生活実態を把握することを目的としているということが積極的な理由です。ただもう一点消極的な理由があります。それはいわゆる「在日」と呼ばれる人達の中には国籍上は韓国籍あるいは朝鮮籍であるけれどもそのことを公にしないで、日本人として生活しておられる方もいらっしゃいます。そういう家庭に対していきなり「外国人問題の調査です」といって郵便物を送りつけるというのは、もしかしたらその人たちの気持ちを損なうことにもなるし、思わない不利益をもたらすということも考えられます。この方はそういう問題を抱えておられる方、その方はもうすでに自分は韓国籍・朝鮮籍であることを公にして生活されている方、ということを事前に区別することは我々にはできませんので、そこでやむを得ずすべての特別永住者を調査対象者から外すということにしたわけです。この点について、これから先も、外国人問題を調査研究していく際にこういう態度で良いかどうかということについては、勉強していかなくてははいけないし、何かクリアする方法を考えていく必要があると思います。しかし、現時点では、そういう問題があって特別永住者は除いてあるということです。

そして、調査目的の三点目は、今調査の方法ということをお申し述べたけれど、純粋に外国人に関わる調査をするためのノウハウを蓄積するということです。これは一般の方からみると、それが調査の目的として重要性を持つというのは疑問に思われる方もいらっしゃると思うのですが、我々研究者としては、生活実態調査をする、あるいは就学状況の調査をするといったときに、どういう調査方法をとれば実態に迫れるかということ、あるいは

限られた予算の中でどういう手順で、どういったところに予算だとか人的な資源を投入すれば効率的に調査ができるかということのノウハウを蓄積していくということは非常に重要なことだと思います。

2 調査の方法

そこで、次に今回の調査の方法について説明します。去年の就学状況調査では、まず郵便による調査をして、その後戸別訪問調査をしました。郵便による調査の段階で、宛先不明で返ってくるものが相当数あるということは予想されましたし、宛先不明になっていなくても返信がないので訪問に行くと、訪問先がどうみても留守で人が住んでいるように思えないというように、外国人登録と生活の実際とが一致していないことが相当数あるということは去年の調査でも分かっていました。それは今年も当然変わらないわけですが、これにどう対応するかということが、今年の大きな課題でした。今年も、先程申しましたように調査対象者を日本の学校に通っている子ども達まで拡大したわけですが、去年の場合は外国人登録者から日本の学校に通っている子どもたちを引き算しましたので、残ったのは219人でした。これに郵便調査を行って、回答があったもの、宛先不明のものを引き算するとだいたい150くらいが訪問調査の対象になったわけです。しかも兄弟が一緒に住んでいる場合がありますので、戸別調査の数は子どもの数よりは減るわけです。実際に訪問調査を行った数は100前後だと思います。しかし、今年も日本の公立学校に籍を置いている子どもたちも含めたすべてに調査対象を拡大したということがあって、調査対象者数は全部で618から特別永住者17を引いた601人にもなりました。そのために返信がないところすべてを訪問するということが最初から到底不可能なわけで、じゃあどうするかということが今回一番悩むところだったわけです。

出した結論は、訪問調査の数を限定し、代わりに内容を充実させるということでした。去年の調査では訪問しても面会できないことも多かったのですが、今年の調査では事前にアポを取って、長時間インタビューすることにしました。まず、郵便による調査でアンケート用紙を送付しまして、その用紙にヒアリング調査に応じてもらえるかどうかをお尋ねする欄を作っておいて、返信があった中からヒアリング調査に応じてもいいという返事を頂いた方に対して、さらに「何時伺えばいいですか？」ということをお尋ねする用紙を送って、同時に日程調整のためにあなたの電話番号を教えてくださいと改めてお願いします。そしてそのお願いに対して返信があった方に対して実際に電話をかけて訪問日時を調整した上で、訪問するというにしました。

次に具体的な調査の方法の説明に入っていきたいと思えます。お配りしてある資料集の資料1をみていただきたいのですが、調査方法の第一は、郵送によるアンケート調査でした。調査対象者は先程申しましたように津市に外国人登録している特別永住者を除く就学年齢の子ども601人です。この中には、もちろん兄弟の方もいらっしゃいますから、次に何世帯かが問題になります。子どもに直接アンケートに答えてもらうわけではなくて、保護者に対して「あなたのお子さんはどういう状況ですか？」あるいは「あなたの仕事の実態はどうでしょうか？」

ということをお聞きわけですから、外国人登録上、世帯主となっている方にアンケート用紙を送ることになります。世帯数は481になりました。その内訳をみますと、ブラジル人家庭が312、ポリビアが57、フィリピンが36、中国が32、ペルーが13、インドネシア9などとなっています。

送ったアンケート用紙は、「来日外国人生活実態調査調査票」といいますが、資料としてお配りしてあるものはポルトガル語訳のものです。今年の調査では、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、英語、フランス語の9カ国語に翻訳しました。それ以外の言語、資料1のマレーシアから下の国の言語については翻訳する手段がありませんでした。三重県交際交流財団で翻訳していただける方を探していただいたんですけども、日常会話ならともかくアンケート用紙の翻訳までできる人はいらっしゃらないということで翻訳ができなかったわけです。そういう場合はやむなく日本語でルビを振ったものと、英語のものを送りました。他方で、お子さんが外国籍でも世帯主が日本人という世帯もあります。保護者が日本人の場合には、日本語だけの調査票を送りました。この場合「あなたが日本に来たのはいつですか？」というような項目は意味をなさないので削ってありますが、調査の内容自体は変わらないようにしてあります。

そして、どれだけ返信があったかですが、資料2の「合計」の一番下、網掛けになっているところをみていただきますと、104という数字があると思えますが、これは返信された数が104ということです。つまり601人に対して104人分返ってきた。左側に(481)と書いてあるのが世帯数ですけども、この世帯数に対して返ってきたのが82です。返信率でいいますと発送した全数に対して返ってきた数は17%です。宛先不明で返ってきたものを除いた数を分母にして割り算をしますと18%という回収率になっています。18%という回収率はかなり低い回収率じゃないかとお考えの方もいらっしゃると思いますが、2002年度に可児市国際交流協会が実施した郵送によるアンケート調査でも回収率は10数%にすぎなかったと報告されています。外国籍の方々に対して、こういう郵便による調査をかけて返信率17%、18%という数字は、そんなに悪い数字ではないと考えています。この調査の計画を立てた際に、私が考えていた目標は「100人分返って来ればいいかな？」でした。勿論、今後回収率をもっと上げていく工夫をする必要はありますが、現時点での目標はほぼ達成されたというふうに考えています。

資料2の表の国籍欄のすぐ右側のところに調査OK、NGと書いてある欄があると思えます。調査OKと書いてあるのは聴き取り調査に応じてもいいという答えがあった数で、人数でいうと59人、世帯数でいうと43世帯ということです。しかし、この方達すべてに聴き取りできるわけではなくて、先程申しましたように、聴き取り調査に応じてもいいとOKを出していただいた家庭に、今度は「聴き取りに伺いますけれども何曜日の何時頃が宜しいでしょうか？」ということ、そして、「最終的に時間を詰めなければいけないので、電話番号を教えてくださいませんか？」ということ、そしてもう一つ、津市の市民交流課

の多文化共生担当の職員がこの調査に同行したいという希望を持っておられたので、「津市の職員が同行しても構わないか？」という欄をもうけた文書を発送いたしました。その結果返ってきたのは21でした。ただ、せっかくOKを出していただいたのに物理的に答えることができない方が6名いらっしゃいました。それは、例えば土曜日の12時から15時までの間だったらOKだとおっしゃっている場合、その時間にはもう別の人の訪問予定が入っていて調査に伺うことができなかったということです。限られた通訳者の数で訪問調査をせざるを得ないので、どうしても少しずつ時間をずらしていく必要があるわけですが、それができない為にやむなくお断りをする方が出たわけです。その結果として、最終的に、個別訪問によるヒアリング調査を実施することができたのは15世帯です。このヒアリング調査は最初にお願いするときには20分～30分くらいと言っていたのですが、実際には、通訳を入れて話をするということもあって、大抵1時間になりました。話をたくさんしていただける方の場合1時間半というような長時間に渡るインタビューになったケースも何件かございました。津市は合併によってかなり広域になりましたので、河芸、久居、香良洲というような旧津市とは違う、合併によって津市になった区域にもたくさん外国人の方が住んでおられて、そういうところにも何度か訪問調査に行って、ほぼ津市全域で話を聞くことができました。一番遠いところでは白山まで行って話を聞いてまいりました。

3 調査結果

次に調査結果の説明をいたします。ポルトガル語の訳のついている調査票と資料3以下の調査結果を両睨みでみていただければ、どういう質問に対してどういう回答が多かったかがお分かりいただけると思います。

まず、質問1の来日時期ですけれども、来日してから10年以上経っているという方が半数以上になっています。15年以上という方も20人いらしてかなりの割合を占めていると思います。それから「子どもはいつから日本にいますか？」という(2)ですけれども、これには「日本で生まれた」と答えていただいた方も何人いらっしゃいます。その方の場合は、生まれてから今までの年齢の分を日本滞在期間と考えて、例えば8歳の子どもであれば8年間日本にいますと考えて集計してあります。結果は、6年以上10年未満が一番多くなっています。やはり子どもの日本滞在期間もかなり長くなってきていると言えます。この調査項目を設けたのは、来日外国人の定住化傾向ということが定説になってきているわけですが、実際のところどうなのかということを確認するためでした。これをみても定住化傾向は明かだと思えます。

次に、日本に住みはじめてからこれまでに何回帰国したかを尋ねたのが質問2です。保護者がどれくらい帰国したかということ、4回以上という方が相当多いわけです。この中には、6回、7回というような回数にのぼっている人も含まれています。ですからもうちょっと別の区切り方で集計すべきだったかもしれません。今後、最終的な報告書をつくるときには集計の仕方をもっと少し全体像が分かるように工夫したいと思えます。子どもも同じかということ、子どもは案外帰国回数は多くなくて、0回と

いうのが圧倒的に多くなっています。大人と比べれば滞在期間が短いということが影響しているのか、子どもの場合は大人の場合のように頻繁に帰国している訳ではないといえます。次に、質問3ですが、どれくらい転居したかということですが、これについてもやはり4回以上転居したという人が、非常に多い。それに対して、(2)の転校回数については、半分の子どもが一度も転校していないとなっています。これは私としては意外なところですが、もう少し転校回数が多いかなと思ってはいたんですが、それほど多くありませんでした。ただ、3回転校した者が5人、4回以上が2人というふうに多数回の転校を経験した者もいます。

次に、質問4は労働時間を訊いたものです。先程の調査の方法のところでも申し上げなければいけなかったかもしれませんが、アンケート用紙の発送したのは10月末です。ですから、アンケートに回答を書いていた期間は大抵11月です。そして、訪問調査を行ったのは11月29日から12月14日までの期間です。もし、調査の時期が半年前であれば、労働環境は全然違ったと考えられるわけです。つまり、この秋以降の不況の影響がどれくらい出ているかということは、アンケートに答えていただいた時期と深く関連していると思うわけです。その上で、質問4をみていただきますと、この調査の仕方でも、私は大いに反省している点が2点あります。まず第一は、(1)で「あなたの労働時間は週何時間ですか？」(2)で「あなたの配偶者の労働時間は週何時間ですか？」と訊いていますが、この時に、「あなた」というのがお母さんなのか、お父さんなのか、特定できない訊き方になっているのです。このアンケートに答えた人がお父さんだったら(1)のところにお父さんの労働時間が答えられていて(2)のところにお母さんの労働時間が答えられているということになります。逆にお母さんがもし書いていたらお母さんが(1)のところにお母さんの労働時間が答えられてお父さんの労働時間が答えられるということになっているわけですね。ここを私がしっかり指定していませんでしたので、アンケートの回答からみると、それがお父さんの労働時間なのかお母さんの労働時間なのか、わからなくなっているわけです。これは、調査の方法として明らかに失敗で、もうちょっと細部に気をつけた訊き方をすべきだったと反省しています。と申しますのは、やはり男性の場合と女性の場合、日本では時間あたりの賃金にかなり差がありますので、男性の労働なのか女性の労働なのかということがわかるような訊き方をすべきだったという点がまず第一点です。第二点は、質問の中で、「労働時間は週何時間ですか？」と訊いていますが、これに対する回答の中に少数ですが、8時間とか10時間と書いてある場合があるわけです。これをどう考えるか。実際に労働時間が減って週8時間、あるいは週10時間しか働いていないということなのか、それとも週ではなく1日8時間、10時間と考えてそう答えたのかということですが、つまり、注意深く読んでいただければ「週何時間働いていますか？」と訊いていることはわかるのですが、忙しい中アンケートに答えてくれる人からみると、それが週の何を訊いているとは思わずに、1日の労働時間で答えてしまうということも十分あり得ると思います。そこで質問4の(1)(2)

の回答については、例えば質問5で「現在の仕事に満足していますか?」という質問をしていますので、その質問に答えている内容などを参考にしながら、これは週ではなくて1日の労働時間を書いたものだと明らかに判断できるものについては、週5日を労働日とみなして集計をし直してあります。そうした方が(1)(2)とも9人ずついらっしゃいました。

そういう留保付ですけれども現在の労働時間をみると、週40時間から50時間というところが一番多くなっていて、50時間以上、60時間以上という方もかなり多くなっています。けれども、私たちが他の文献や先行する調査の報告などで聞いていた労働時間は週60時間どころか70時間でも当たり前というような状況からみると、そういう長時間労働をしていると答えた人は少なくなっています。そして「あなたは今の仕事に満足されていますか?」という質問5の回答に理由を書いていただく欄がありますけれども、その理由を翻訳したものをみると、やはり多くの回答の中に「最近残業が減った」という記載があります。残業が減って、その結果として我々が想定していた労働時間よりも短い労働時間になっていると考えられます。これは調査時期が11月だということと関連していると思います。

次に、質問5ですけれども、回答をみると「満足している」という答えが55%、「どちらかといえば満足している」という回答が36%、合わせてほぼ90%の方が満足していると答えています。しかし、満足していると答えられた方の理由の欄をみると、「不安定で最近残業が減ってきた」と不安な心境を書いておられる方が相当数あることに注意する必要があります。

次に質問6は医療保険に加入しているかどうかを訊いたものです。繰り返しになりますが、この訪問調査の対象は義務教育就学年齢の子どもをもっている家庭ですので、就学年齢の子どもがいる家庭でどのくらいの家庭が医療保険に加入しているかを訊いたこととなります。やはり家庭の中に子どもがいればそれだけ医療保険の必要性は感じておられると思うので、一般より医療保険に入っている率は高くなるだろうと思います。その結果として、職場の保険(社会保険と彼らは言ってますけれど)に入っている方が38%、それから国民健康保険に入っている方が53%で、9%、7人の方が医療保険には入っていないと答えています。後でまたヒアリング調査の結果のところでも触れると思いますが、「今、国民健康保険に入っているのだけれども滞納している」、あるいは「期限が後2ヶ月しかない」と答える家庭の方もいらっしゃいました。今後、無保険になる家庭が増えてくると思います。この国会で中学生以下の子どもがいる家庭の場合、子どもに対して短期保険証を出すというように制度改革され、それは外国籍の子どもにも及ぶようなのですが、短期保険証の発行の際に世帯主と面談することが市区町村に求められていて、保護者と連絡が取れないなどの理由で発行されないおそれがあります。そうした場合、無保険の子どもが増えていく可能性はあると思います。

次に質問7です。「学校に通っていますか?」という質問ですが、日本の公立学校に通っている人が82%で外国人学校に通っているという方が16%です。どの学校に

も通っていないと答えられた人が1世帯、兄弟でしたので2名いたわけですが、不就学なのかなと思ったのですが、理由欄を読みますと、「今、2人ともブラジルに帰っている」という答えでした。ですので、今回のアンケート調査では、不就学者からの回答はなかったということです。去年は、不就学者がいました。今年になって不就学者がいなくなったということは考えられないので、今年は無就学者からは返信がなかったということです。次に質問8です。「あなたのお子さんが受けている教育に満足していますか?」という質問ですが、「満足している」と答えられた方が70%、「どちらかといえば満足している」という方が24%で、ほぼ95%くらいが満足していると答えています。

質問9は、将来の計画について尋ねたのですが、結果は私にはちょっと驚きでした。滞在年数が10年以上という方が非常に多くなっていて、しかも仕事に満足していると答えられた方が90%以上、子どもの教育に満足しているという方も95%になっているので、日本への永住志向がかなり強いだろうと思っていただけです。しかも、こういうアンケートに答えていただけの方はどちらかといえばこういった問題に関心を持った方が多いだろうと思うので、当然永住志向の人の割合が高くなるだろうと思ったのですが、「永住を希望する」という方は38%です。「できれば日本に永住したいけれども未定だ」という方が20%です。そして、「将来は帰国したい」と言い切っている方が34%いらっしゃる。生活の実態としては、日本に定住していくという傾向を示しながら、いつかは帰国したいと考えている方が30%以上いるということです。それから、「できれば日本に永住したいけれど...」と答えた方や、「将来は日本に永住したい」と答えている方の中にも、「最近経済の状況が悪くなっているから先行きどうなるかわからないけれど...」と理由欄に書かれている方は多いです。皆さん将来の日本での生活にかなり不安を持っておられるようです。訪問調査で聞いた中にも、「今、仕事も非常にうまくいっていて、子どもも日本の学校に馴染んできているけれども、やはり将来はブラジルに帰りたい」という方が何人かいらっしゃいました。それは、「リタイアした後に日本に住むのはとても大変だ」ということなんです。「仕事のあるうちはいいけれども、仕事ができなくなった時に日本に住むのはとても大変で、その時は日本にいられないだろう」と考えている人が多いようです。

質問10、これも将来の日本への永住の志向と重なっていると思うのですが、子どもを日本の学校に進学させたいか、母国の学校に進学させたいかという質問です。「日本の学校へ進学させたい」という人が50%、「できれば日本で」という人が21%ありました。「母国で」という割合は30%弱です。「進学させるつもりはない」という人はいませんでした。日本でこのまま進学させたいという希望者が約7割いるわけですけれども、それに応えるだけの学力がついているかという問題と関連して質問12は子どもの日本語能力について訊いています。私には意外だったのですが、「日本の学校の授業が十分理解できるし読み書きもできる」と答えた人が56%もあった。これは子どもの日本での滞在期間が長くなっているということもあって、日本語に不自由しない子どもたち

の割合が増えてきているということなのか、それとも親の子ども日本語能力に対する評価が甘いのか、はっきりしませんが、子どもの日本語能力についてかなり樂觀的に見ている保護者が多いといえます。

11で「あなたは日本語をどのくらい理解できますか？」13で、「あなたは日本語を学びたいと思っていますか？」という質問をしています。今年の外国人集住都市会議の東京会議では、子どもだけではなく「大人の日本語教育をどうするか？どこが責任を持って教育にあたるべきか？」というのが議論の大きな柱でした。「もっと企業が日本語教育を積極的にやるべきではないのか？」ということがいわれていたのです。また、政府筋から日本語能力テストをやって在留期間の更新の際にそれを考慮するというようなことも出てきていて、ここにきて大人の日本語能力を問題にする場面が増えてきます。こうした背景があって、11と13の質問項目を設けたわけです。質問11で、「話すのも読み書きも十分にできる」と答えた方は17%、「話すのは十分にできる」と答えた方が28%、それに対して、「日常会話程度だ」という方が36%、「あいさつ程度」という方が13%なので、約半数くらいの人は、なんとか日本語で話して意思疎通ができるけれども、約半数の人は日常会話程度しかできないということになっているわけです。

次に質問13は「日本語を学びたいか？」ということですが、それでも、「学びたい」、「できれば学びたい」と答えた人を合わせると96%で、「学びたくない」という人はほとんどいません。しかし、理由欄には「学ぶ機会がない」と答えている人も多いのです。つまり、「忙しくて日本語を勉強する時間はない」ということで、結局職場に日本人がたくさんいて日本人と話す機会が多ければそれだけ日常会話能力が高まっていくが、ブラジル人だけで話をしていて仕事ができるという場合には、日本語を学びたいという意欲があってもその機会がないということのようです。ヒアリング調査でも、比較的熱心に日本語を学びたいという方で、自ら日本語教室に子どもと一緒に出かけているという方でしたけれども、その方もやはり時間がないとおっしゃっていました。

それから、質問14では「子どもに日本語能力を習得して欲しいか？」ということを知っています。この問は、当たり前のことを訊いているとも言えるかもしれませんが、86%の人が「日本語をぜひ習得して欲しい」と答えています。理由は「日本で生活をするのだから」という人もいるし、「経済的に有利だから」という人もいます。

次に質問15の「あなたのお子さんの母語能力はどうか？」という質問ですが、「会話も読み書きも全く問題ない」と答えた人が43%、「会話は問題ないけれども読み書きは十分でない」と答えた人が41%になっています。「会話も読み書きも十分でない」と答えた人が15%います。この15%を多いと考えるべきなのか、少ないと考えるべきなのかですが、判断の難しいところです。訪問調査に行ったところでも、お父さんお母さんとはポルトガル語で話しているのでは会話はそこそこできるんだけど読み書きが十分ではないという場合が多かったように思います。

それから、質問16、17は「トータルとして現在の生活に満足してるか」という質問ですが、保護者につい

ては「満足している」という方が49%と40%で合わせてほぼ90%の方が満足しておられる。子どもについても、「あなたのお子さんは現在の生活に満足しているか？」との間に67%が満足していて、「どちらかといえば...」というのも含めるとやはり約90%が満足していると答えています。そもそもこの種のアンケートに答えてくれるような人は比較的うまくいっている人が多いということなのかもしれません。

最後の質問18は日本社会への要望を書いていただく欄ですけれども、ここでやはり目につくのは、差別の問題です。「もっと日本人は外国人に対して心を開いて欲しい」というものや、「ある特定の外国人が犯罪行為や問題行為をすることですべての外国人がそうであるかのように考えるのはやめて欲しい」という回答が多いです。最終報告書では具体的にどういう要望があるかということをしてできるだけ詳しく報告したいと思っております。以上がアンケート調査についての報告です。

次にヒアリング調査についての報告をします。ヒアリング調査は全部で15世帯に行きました。ヒアリングの時間はだいたい1時間です。1世帯だけ日本人の保護者の方で、お子さんが中国人、奥さんが中国人という家族に訪問調査をしましたが、旦那さんが仕事で夜勤に出る前だったので20分間という短いヒアリング時間になりました。それ以外の方はだいたい1時間、長い人で1時間半くらいのインタビューになりました。訪問調査全体から受けた印象から申しますと、基本的にこういう訪問調査に応じても良いとお答えになった方は、当然ですが比較的うまくいっていて、問題をたくさん抱えている方は多くありませんでした。今回の調査では、かなり大きな問題を抱えていたのは二世帯で、これについては後で時間をとってどういう問題を抱えているかについてお話しします。それ以外の方は大体うまくいっていて、お子さんも学校で大きな問題を抱えていないし、保護者の方も問題を抱えていないんですけれども、それでもこの間解雇されたばかりで、つい先週次の仕事が見つかって「本当は今日一日仕事してくれないかと言われたんだけど、このインタビューがあるから休んだ」という方もいらして、こちらが非常に恐縮したこともあります。ただ、その方も、「長年その会社で働いていながら、自分の落ち度じゃないのにクビを切られた」ということでインタビューの途中で涙ぐんでおられました。同じ職場でまとめて解雇されて多くの仲間が失業し、あるいは帰国したとおっしゃっていました。しかし、その人も次の仕事が決まっていたということがあって、まだ安定しているという印象でした。もう一人も、その家庭は非常にうまくいっていて、お子さんも最初の内はイジメにあったけれどもそれを克服して今はうまくいっている。けれども、自分自身は良いんだけど、自分の立場が中間的な立場で、働いている人達に解雇の通告をするのも自分の役割になっていて、それが非常にストレスになっていると話す方もいました。それ以外の家庭も二つの例外を除いて比較的安定していて、まわりに失業した人はたくさん見受けられるけれども本人はなんとか失業から免れている、あるいは奥様は失業されたけれども旦那さんの仕事は続いているという方が多くて、将来への不安を抱えながらも比較的安定しているといえると思います。インタ

ビューした中には、学校で相談員をしている方や国際学級で非常勤教員をしている方もいらっしゃいました。特に中学校の国際学級で非常勤教員をされている方には、指導しておられる生徒の状況についても話していただける範囲で伺いましたけれども、やはり両親の一方が仕事がないという生徒が増えてきたというふうにおっしゃっていて、インタビューに応じて下さった来日外国人の周辺では雇用状況がかなり厳しくなってきたと言えると思います。

私が訪問調査した中で深刻な状況にあった二つの世帯について概要をお話しします。一つの世帯は訪問した時はお父さんしか働いていませんでした。お父さんが鈴鹿の自動車関係の派遣で働いていますが、訪問調査に行った日の先々週が3日間自宅待機、先週が4日間自宅待機で先月は手取りで5万円しかなかったといっておられました。奥様は病気をされて先日まで入院されていて、入院医療費も払っていない。そして、中3の男子の上に義務教育年齢を過ぎた娘さんが二人いるんですけども、一人は働いていたんですけども会社に妊娠したことがわかって解雇されてしまった。もう一人の子は、16歳だけれども今の状況で仕事がない。一番下の子が中学校3年生で来年高校進学だけれども、日本語能力もあまり十分ではないし、高校に進学したいという気持ちを持っていることを中学の先生にも伝えておらず、進学できるような状況ではないと見受けられました。非常に経済的に困窮しているんですけども、それもさることながら、地域社会から孤立しているという点が非常に問題で、日常生活の中で近隣の住民との間にたびたびトラブルが起きていました。聞いていて一番ショックだったのは、自分の子どもを名指して公衆の面前で「ドラッグをやっている」と言われたこともあったとかで、疎外感、被差別間を非常に強烈に持っておられる方で、経済的にも、心理的にもかなり追いつめられている状況のように感じました。

もう一つの世帯は小学生から中学生まで就学年齢の子どもをたくさん抱えているお宅で、しかも新しく生まれたばかりの子どもを含めて就学以前の子どもが二人いらっしゃる家庭です。このお宅も働いているのはお父さんだけで、2008年1月までは、建設会社の準社員の身分で安定していたのだけれども、2月に入ってそこを辞めて廃品回収業を始めた。鈴鹿に土地を借りて鉄とかアルミとかを集めて当初は非常にうまくいっていたらしいのですが、北京オリンピックが終わると同時にリサイクル品が全く売れなくなった。売れても非常に安くて、とても大家族を支えられるような金額ではない。しかし、借地の上にはリサイクル品がいっぱい積み上がっている。それを撤去するトラックを借りるのに相当なお金があるので、やむなく借りたままになっているのだけれど、借地代も払わなければいけない。仕事は警備員やたまに一定の土地の草刈りとかを請け負ってやっているけれども、とてもそれでは安定的な収入は得られない。この家庭も経済的にかなり困窮しているということがみてとれました。御主人に「今何が必要か?」と訊いたら、「今は民間の借家で非常に高い家賃を払っているの、公営住宅に入りたいのだけれども、なかなか認めてくれない」とおっしゃっていました。この二つの家庭についてはやは

り生活保護が必要だと思ったので、是非、市にかけあって生活支援を受けられるようにねばり強く交渉して下さいと申しました。

4 今後の課題

最後に、今後の課題について申しますと、まず、今日のデータの示し方は単独のデータで、それぞれの回答をクロスした「この問題にこう答えた人は、この問題ではこう答えている」という集計の仕方になっていません。そうした詳しい調査結果は春までに報告書にまとめたいと思います。

今後の課題としては、先程の労働時間の聞き方について設問に問題があったように、アンケート調査のやり方、質問の仕方をもう少し工夫して、意味のある回答を引き出すような調査票に改良していく必要があるというのがまず第一です。二番目にやはり回収率を高めることが必要だと思います。事前に「調査をやるので協力して下さい」と各方面に協力要請すれば回収率を高めることができると思うのですが、どういう方面に協力要請すればいいのか、他の自治体で行われた調査を参考にしながら考えていきたいと思っています。三つ目は先程の質問内容とも関連しますが、調査のタイミングの問題です。今回アンケート調査の文面をつくって翻訳をNPOや三重県交際交流財団に依頼したのが8月末から9月の初めてで、その後にアメリカの経済状況が深刻化しているということがわかってきた。このアンケートを発送したのは10月で、アメリカからの経済不況の影響が直接日本に及んできていわゆる派遣切りというようなことが大きな問題になってきた時期でした。少なくとも翻訳を発注した時点では全くそこまで注意が向いていなかった。今のような経済状況が予想できていればアンケート調査の内容はもう少し別のもになったと思うわけです。結局何が問題かという、調査内容を確定してから実際に調査を実施するまでの期間をもっと短縮しないと訊くべき内容がタイムリーなものにならないということです。今回調査では9月1日時点の就学年齢の子どもの情報をもらったのが9月10日で、そこから宛名書きをして発送するまでに1ヶ月半かかっています。もっと宛名書きを集中してやればいいんですが、外国人のプライバシーに関する情報を記入していくことになるのでスタッフを増やせないという問題があるんです。つまり、個人情報扱う以上、公務員としての三重短期大学の教員が直接あたらざるを得ない。少人数で600という数の宛名書きをすることになるので、時間がかかって、調査内容の確定の日と実際の調査とが間延びしてしまうという問題があります。なんとか時間を短縮する工夫をする必要があると思っています。

以上が今回調査した事柄と結果、現在わかっていることです。調査の方法も含めてご批判やご意見をいただければありがたいと思います。それでは、だいが長くなりましたが以上で報告を終わります。

< 島内 >

三重短期大学で経営学を担当しております。今回外国人問題の研究プロジェクトで楠本先生と一緒に何軒かお宅をまわったりしまして、ヒアリング調査に少し携わっています。今、楠本先生の方からいろいろ説明があった

ところで、私もなるほどそうだなと思っているんですけども、まず一つ確認しておきたいことは、楠本先生がアンケートの結果をまとめて個別に質問17項目についてのまとめと解釈をして下さったわけですけれども、これ全体を通して何か外国人の子ども、世帯、外国人問題として立体的にどういうことが最も問題なのか、ポイントを挙げるとすればどういうことでしょうか？

<楠本>

去年と今年、調査をしてみても思ったのは、外国人世帯の中で格差が非常に大きいということです。今回、島内先生と一緒に調査をした中でも、津市の郊外に新築の一戸建てを持って、少なくとも外見上は羨ましいような生活をしている方もいれば、先程お話ししたような非常に困窮した状況に置かれている人もいます。去年調査した中でも、子どもが非常に大事にされていて、将来の展望や明るい話も聞いた家庭もあると同時に、親が完全に子どもの教育を放棄しているというか、見方によってはネグレクトといえるのではないかとという状況で、子どもは全く就学の機会を奪われているだけではなくて、きちんとした家庭生活もおくれているんじゃないかと心配される家庭も一方ではある。そういう状況の中では、日本の福祉の仕組みについて我々も勉強して、いわゆるセーフティーネットが外国人にも及んでいるか注視していかなくちゃいけないし、そういう問題を抱える人に「こういう制度があるから利用すべきだ」というように積極的にアドバイスできるだけの力を付けていく必要がある。あるいは、直接自分がアドバイスしないにしろ、NPOなどと協力してそういう手段があるということが外国人に知られていくようにその利用方法を周知させていくことが必要ではないかと思えます。そして、もしそのセーフティーネットが外国人に対して不利なものであれば、それを外国人にも利用可能なものに拡大していくように働きかけることが必要でしょう。

ここへきてやはり保護者が仕事を失ったことによって外国人学校に通っていた子どもたちが学校に通えなくなる事態が起こることが想定されると思えます。浜松市などの先進自治体では準学校法人の外国人学校に対して、すでに公的な支援をしていますが、これらの支援を拡大していく必要があるでしょう。生活保護については日本人でもなかなか受け付けてもらえず「水際作戦」とかいうらしいですけれども、そういう問題がある中で外国人まで広げていくということはハードルが高いかもしれませんが、その必要性は高まっていると思えます。その際に、日本人でもなかなか窓口に行って申請するのは難しいのに外国人が通訳を伴って、通訳と行けない場合はカタコトの日本語で交渉していくということだと、より一層困難が伴うだろうことは容易に想像ができます。そういいながら私自身が社会保障制度の外国人への適用と制限の状況について正確に把握しておらず、もう少しきちんと把握した上で、調査項目の作成なり、訪問調査に行くべきだったと反省しているところです。全体像としては今、格差と貧困の問題が来日外国人の場合は日本人の場合を増幅したような形で現れてきている。それが今後一層深刻になるのではないかと、というのが私の現状認識です。

<学外からの参加者>

市内の小学校で一年を担任しております。本校の同僚が様々な状況をいろんな場で発信させていただいていますが、三重短期大学の地域問題研究所から出されている昨年の不就学の冊子等もみせていただいて、不就学の問題も今後の課題にしていかなければならないと考えていますが、最近の深刻な状況として、子どもが「家のお父さんの仕事がない、なくなった、クビを切られた」という話をこの11月、12月になって聞くようになりました。今のところ子どもから把握しているのは7人くらいなのですが、これは私の学校の外国につながる子の約1割にあたります。そのくらいの子から深刻な状況を聞いています。また、保護者の方からも「仕事がないです」という話も聞きますし、そういった状況がすぐ子どもたちに心理的にも物理的にも影響して来ますので、私たちも不安です。例えば来年度、また子どもたちが入学して来ます。毎年2月に入学説明会を実施するわけですが、そこで必要な文具類などの購入依頼等もさせてもらうのですが、やはりかなり額もかかってきます。学校でできることといえば、卒業していった子どもたちの使えるものをまわすといったことですが、やはりそれには限界もあります。そこは学校でできない限界の部分を社会で支えて行くように、私たちが現場の状況を伝えていくことが大事だと感じています。

先程、楠本先生が言われたようにやはり教員である私たちも社会福祉の問題等をしっかり勉強して、家庭訪問に行ったときに保護者に「困っている状況であればこういうところに相談してみたら」と言えるといいと思えます。ただ、そこで私たちが今すぐ思うのは、いろんな機関があって多文化共生の問題を非常に興味を持って言われるようになってきたのですが、それぞれがバラバラに言っていると、いざ困っている外国の人達がどこへ相談に行ったらいいのかということがやはり現実の問題になってくるので、そこはいろんな機関が連携されていくこととか、外国につながる人達が「ここへ行けばまずは安心していろいろ相談できる」というような窓口がはっきりしていると良いかなと思います。この資料のはじめの「調査にご協力下さい」という文面をみせていただいて、「もちろんこの調査は警察や入国管理局とはまったく関係ありません」というこの部分はとても大事な部分で、やっぱり警察に関係した窓口に行きに行こうと思っても「ひょっとしたらかえって自分に何か言われるんじゃないか？」とか「ひっかかるんじゃないか？」とかいう心配があった時にはなかなか行けない。ましてや通訳の問題もあるし行きにくいんじゃないかと思うので、そういう安心していける窓口であるとか、ネットワークであるとかが必要だと切実に感じています。

<楠本>

去年、今年と続けてなんとか調査を終えることができました。アンケート用紙に細かくギッシリ意見を記入していただいた方もいらっしゃいますが、そのアンケート用紙の翻訳は出来上がってきました。我々が聴き取り調査で聞いたことの文書化は今進行中です。なんとか来年の春には役に立つ報告書にして公表したいと考えていま

す。こういう調査は何らかの形で継続していくことが非常に重要で、去年今年と二年やって次まで間が空くと、ノウハウの蓄積もできないと同時に急激に変わる実態の把握ができなくなりますので、なんとか来年も続けて調査を継続したいと思っています。

これまでの調査は子どもの教育に焦点を当てて来ましたが、それは来日外国人問題の中心は子どもの教育問題ではないかと考えたからです。もちろん労働条件の問題ですとか、社会保険の問題ももちろんあるわけですが、来日外国人にかかわる社会問題の最も重要な要素でこれの解決がないと来日外国人問題の解決はないと言えるのは恐らく子どもの問題、子どもの就学と子どもがきちんと将来の展望を開けるかどうかということだと思います。その点でちょっと付け加えますと、今回訪問した家庭の中に義務教育年齢は終えているけれども高校にも行っていないし、今の不況下で仕事もない、そういう子どもを抱えている家庭がいくつもありました。この子どもたちは日本語もおぼつかないわけですが、この子どもたちがこのままで自分の未来にどういう展望を開くことができるのだからと考えた時に非常に暗澹たる気持ちにならざるを得ませんでした。彼、彼女らは高校にも行っていないし、この不況下でそうそう仕事も見つからないしで、だんだん引き籠もっていつているような状況なんですね。僕は去年の不就学調査の時にも「調査をした結果としてどんなことがみえてきたか」ということを記者に訊かれて、「津市の不就学の子どもたちは引き籠もっている」、「外を遊び歩いてゲーセンにでも行って

いるんだったらかえって市民も問題として関心を持ってくれて、それに対して何か対応しなきゃと考えてくれるかもしれないけれど、彼らは引き籠もっている。そのことが社会の中で問題として認識されにくくして、対応されずに放置されている原因になっているんじゃないか」というようなことを言いました。今年調査してやはり就学年齢を過ぎて16歳になっているけど高校に行っていない、働き口もない、日本語がほとんどできないので自分から外へ行って仕事を探すこともできないでいる子どもたちを何人か見ました。「ハローワークへ行っていますか?」と、16歳の日本語のできない子どもに訊いて良い答えが返ってくると思えないのですけれども、今のところ我々にはそんなことしか言えないというのは無力ということを感じざるを得ないわけです。来年もし調査を継続できるとすれば、この経済状況の中で親世代が置かれている状況がどんな状況なのかということさらさら調べてみる必要があるし、できれば学校を出た後の16、17歳の子どもたちがどんな状況にあるのか、またどういう将来の展望を持っているのかを調査したいと考えています。どういうふうに調査すればいいのかそれ自体まだよく分かりませんが、何らかの手をつけたいなというふうには考えています。

今日の報告会は十分な準備ができていなくて表面的なことしか報告できません、申し訳ありませんでした。来年の春にもう少し役に立つような報告書にまとめたものを公表することをお約束して、今日の報告を終わらせていただきます。

資料1

「来日外国人生活実態調査」調査対象者

国籍	人数	世帯数	内訳（世帯数）		
			1人	2人	3人以上
ブラジル	381	312	247	54	10
ボリビア	72	57	44	11	2
フィリピン	48	36	25	8	2
中国	35	32	29	3	
ペルー	17	13	9	4	
インドネシア	10	9	8	1	
タイ	4	4	4		
ベトナム	4	4	4		
マレーシア	3	1			1
バングラデシュ	3	3	2	1	カナダ国籍と同居
エジプト	3	1			1
パキスタン	2	2			
ネパール	1	1	1		
チリ	1	1	1		
アルバニア	1	1	1		
カナダ	1	0			0
ロシア	1	1	1		バングラデシュ国籍と同居
フランス	1	1	1		
無国籍	2	2	2		
合計	601	481	381	83	16

資料2

アンケート返信状況（国籍別）

2009/1/30

国籍	調査OK		調査NG		調査希望無		合計		宛先不明	
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
ブラジル	381 (312)	42	29	21	18	14	11	77	58	28
ボリビア	72 (57)	5	4	3	1	2	2	7	6	10
フィリピン	48 (38)	8	6	4	4	4	8	8	2	2
中国	35 (32)	3	3	4	4	2	2	9	2	2
ペルー	17 (13)	1	1	1	1	1	1	1	1	2
インドネシア	10 (9)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	4 (4)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ベトナム	4 (4)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マレーシア	3 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バングラデシュ	3 (3)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
エジプト	3 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
パキスタン	2 (2)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ネパール	1 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
チリ	1 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アルバニア	1 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
カナダ	1 (0)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ロシア	1 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
フランス	1 (1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無国籍	2 (2)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	801 (481)	59	43	27	24	18	15	104	82	48
返信率		9.8%	8.9%	4.5%	5.0%	3.0%	3.1%	17.8%	17.0%	7.7%
返信率		10.6%	9.7%	4.3%	5.4%	3.2%	3.4%	18.7%	18.4%	7.5%

津市に在住する外国人の方へ

Aos estrangeiros residentes na cidade de Tsu,

調査にご協力ください

Pedimos a vossa colaboração nesta pesquisa.

現在日本全国で約215万人の外国人が暮らしています。そして、三重県津市には約9,200人の外国人が暮らし、津市人口の約3.1%が外国籍住民です。

Atualmente no Japão residem aproximadamente 2.150.000 estrangeiros. Somente na cidade de Tsu da província de Mie moram aprox. 9.200 estrangeiros, o equivalente a 3,1% da população total de Tsu.

私たちは、みなさんやみなさんのお子さんの生活の現状や将来の予定について調査を行い、みなさんやみなさんのお子さんが安心して生活できるような街づくりを実現するために役立てたいと考えています。

Estamos realizando uma pesquisa sobre a atual situação e o plano de vida do futuro dos pais para si mesmo e para as crianças, no intuito de colaborar na formação de uma cidade onde todos possam viver com tranquilidade.

この調査は、三重短期大学が津市の協力を得て実施します。プライバシーの保護に十分に配慮し、個人を特定できる報告は一切行いませんので、ご安心ください。もちろん、この調査は警察や入国管理局とはまったく関係ありません。

Esta pesquisa é realizada pela Mie Tanki Daigaku (Universidade) com a colaboração da prefeitura de Tsu. Pedimos tranquilidade quanto seus dados pessoais, não serão divulgados de forma que possa ser identificado. Esta pesquisa não tem nenhuma relação com a Polícia ou o Departamento de Imigração.

調査票の整理番号は、調査が終了した人と終了していない人を明確にするためのものです。あなたの氏名や住所などの個人情報については、調査終了後すべて津市市民部に返却され、廃棄されます。調査終了後は、この整理番号だけで調査票を管理し、集計します。

O número de cadastro da enquête é apenas para controle das pesquisas respondidas ou não. Após o término da pesquisa, todos dados pessoais, como o nome e endereço, serão devolvidos para o Setor do Cidadão da prefeitura de Tsu para serem destruídos. Utilizaremos somente os números de cadastro para o controle dos dados.

みなさんはお忙しいと思いますが、どうぞご協力ください。

Pedimos desculpas por tomar seu tempo e pedimos à vossa colaboração.

また、この調査に対する質問や意見があれば、遠慮なく下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

Se houver dúvidas ou opiniões a respeito do questionário, favor dirigir-se ao [Contato para informações] abaixo.

【問い合わせ先】

〒514-0112 津市一身田中野157 三重短期大学 地域問題研究所
調査責任者 三重短期大学 法経科 准教授 楠本 孝

[Contato para informações]

〒514-0112 Tsu-shi Ishinden Nakano 157 Mie Tanki Daigaku(Universidade) Chiiki Mondai Kenkyuusho

TEL : 090-2613-8698 FAX : 059-232-9647 E-mail : kusumoto@tsu-cc.ac.jp

Responsável pela pesquisa:

Prof. Kusumoto Takashi (Dep. de Direito e Economia, Mie Tanki Daigaku)

調査用紙に記入の上、返信用の封筒に入れて投函してください。封筒に切手を貼る必要はありません。

Após o preenchimento dos questionários, favor colocar no envelope-resposta e nos devolver. Não é necessário selar.

姓 名

Numero de cadastro

来日外国人生活実態調査 調査票

Enquête de pesquisa sobre a situação dos estrangeiros residentes no Japão

質問1 Pergunta 1

1) あなたが初めて白鷺に乗ったのはいつですか。

1) Quanto tempo faz que você veio ao Japão, desde a primeira vez?

年 月 日
anos e meses

2) あなたのお手さんが初めて白鷺に乗ったのはいつですか。

2) Quanto tempo faz que o seu filho(a) veio ao Japão, des de a primeira vez?

年 月 日
anos e meses

質問2 Pergunta 2

1) あなたは、初めて白鷺に乗ってから何回帰国しましたか。

1) Quantas vezes você retornou para o seu país?

回
vezes

2) あなたのお手さんは、初めて白鷺に乗ってから何回帰国しましたか。

2) Quantas vezes seu filho(a) retomou para o seu país?

回
vezes

質問3 Pergunta 3

1) あなたは、初めて白鷺に乗ってから何回結婚しましたか。

1) Quantas vezes você mudou de endereço no Japão?

回
vezes

2) あなたのお手さんは、初めて白鷺に乗ってから白鷺の学校、外国人学校を営めて何回結婚しましたか。

2) Quantas vezes seu filho(a) mudou de escola no Japão?(Incluir escola japonesa e estrangeira)

回

質問4 Pergunta 4

1) あなたは、幾ら週に何時間働いていますか。

1) Quantas horas semanais você trabalha atualmente?

時間
horas

2) あなたの配偶者は、週に何時間働いていますか。あなたが現住配偶者と同居している場合にだけお答えください。

2) Quantas horas semanais seu cônjuge trabalha? (Somente para pessoas que moram com o cônjuge)

時間
horas

質問5 Pergunta 5

あなたは、現在の仕事に満足していますか、当てはまるものに○を付けてください。また、そう考えらる理由も記入してください。

Você está satisfeito com o seu trabalho atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. 満足している

2. どちらかといえば満足している

2. Estou mais ou menos satisfeito.

3. どちらかといえば満足していない

3. Não estou muito satisfeito.

4. 満足していない

4. Não estou satisfeito.

理由 Motivo

質問6 Pergunta 6

あなた又はあなたの配偶者は、健康保険に加入していますか、当てはまるものに○を付けてください。

Você ou seu cônjuge tem seguro de saúde? Circule a resposta correspondente.

1. 健康の健康保険 (健康保険) に加入している。

1. Tenho o seguro de saúde da empresa (Shakai).

2. 健康の健康保険 (健康保険) に加入していない。

2. Tenho o seguro de saúde da prefeitura (Kokumin).

3. 健康保険には加入していない。なぜ、加入していないのか、理由も教えてください。

3. Não tenho seguro de saúde. Escrever o motivo.

理由 Motivo

質問7 Pergunta 7

あなたのお子さんは、揚子江に留学していますか。当てはまるものに○を付けてください。また、どうしてそのように選択をしたのかも教えてください。

Atualmente, seu filho(a) frequenta a escola? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo da sua decisão.

- 1. 白洋の學校に通っている (學校名)
- 1. Sim. Ele(a) frequenta a escola japonesa. (Nome da escola:)
- 2. 外國人學校に通っている (學校名)
- 2. Sim. Ele(a) frequenta a escola estrangeira no Japão. (Nome da escola:)
- 3. 白洋の學校にも外國人學校にも通っていない
- 3. Não. Ele(a) não frequenta a escola japonesa nem escola estrangeira.

理由 Motivo

質問8 Pergunta 8

あなたのお子さんの教育について、あなたは満足していますか。当てはまるものに○を付けてください。また、そのように考える理由も教えてください。

Você está satisfeito quanto à educação escolar do seu filho(a)? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 満足している
- 1. Estou satisfeito.
- 2. どちらかといえば満足している
- 2. Estou mais ou menos satisfeito.
- 3. どちらかといえば満足していない
- 3. Não estou muito satisfeito.
- 4. 満足していない
- 4. Não estou satisfeito.

理由 Motivo

質問9 Pergunta 9

あなたの子供の習いごとについてお尋ねします。当てはまるものに○を付けてください。また、そのように考える理由も教えてください。

Pergunta sobre o seu plano da vida. Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 音楽は白洋に希望したい
- 1. Quero permanecer no Japão.
- 2. できれば白洋に希望したいが、まだ希望である
- 2. Se possível gostaria de permanecer no Japão, mas ainda não decidi.
- 3. できれば希望したいが、まだ希望である
- 3. Se possível gostaria de retornar ao meu país, mas ainda não decidi.
- 4. 音楽は帰国したい
- 4. Futuramente, gostaria de retornar ao meu país.

理由 Motivo

質問10 Pergunta 10

あなたのお子さんの進学についてお尋ねします。当てはまるものに○を付けてください。また、そのように考える理由も教えてください。

Perguntas sobre a educação es colar superior de seu filho(a). Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 日本の高校・大学に進学させたい
- 1. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do Japão.
- 2. できれば日本の高校・大学に進学させたいが、まだ希望である
- 2. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do Japão, mas ainda não decidi.
- 3. できれば外国の高校・大学に進学させたいが、まだ希望である
- 3. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do país natal, mas ainda não decidi.
- 4. 外国の高校・大学に進学させたい
- 4. Gostaria que meu filho(a) estudasse no colegial e na faculdade do país natal.
- 5. 進学させるつもりはない
- 5. Não pretendo dar ensino superior.

理由 Motivo

質問 1 Pergunta 1

あなたは、日本語がどのくらい理解できますか。当てはまるものに○を付けてください。
Qual o seu nível de conhecimento do idioma japonês? Circule a resposta correspondente.

1. 話すのも、読み書きも半分ができる
1. É suficiente para conversar, ler e escrever.
2. 話すのだけだが、読み書きは半分でない
2. Consigo conversar, mas não sei ler e escrever muito.
3. 読み書きはできるが、話すのは半分でない
3. Consigo ler e escrever, mas não consigo conversar muito.
4. 日常会話程度ならできる
4. Consigo comunicar-me com diálogo simples.
5. あいさつ程度ならできる
5. Só cumprimentos.
6. まったく理解できない
6. Não sei absolutamente nada.

質問 2 Pergunta 2

あなたのお子さんは、日本語がどのくらい理解できますか。当てはまるものに○を付けてください。
Qual o nível de conhecimento do idioma japonês do seu filho(a)? Circule a resposta correspondente.

1. 自校の学校の授業が半分理解できるし、読み書きもできる
1. Compreende as aulas da escola japonesa, também sabe ler e escrever.
2. 自校の学校の授業を理解できるが、読み書きは難しい。
2. Compreende as aulas da escola japonesa, mas sente dificuldade para ler e escrever.
3. 自校の学校の授業を聴取するのは難しいが、日常会話ならできる。
3. Sente dificuldade para compreender as aulas da escola japonesa, mas consegue comunicar-se com diálogo simples.
4. あいさつ程度ならできる
4. Só cumprimentos.
5. まったく理解できない
5. Não sabe absolutamente nada.

質問 3 Pergunta 3

あなたは、日本語を学びたいと思いませんか。当てはまるものに○を付けてください。また、その理由も教えてください。

Você gostaria de aprender o idioma japonês? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. ぜひ学びたい
1. Quero aprender.
2. できれば学びたい
2. Se possível, gostaria de aprender.
3. あまり学びたくない
3. Não tenho muita vontade de aprender.
4. 学びたいと思わない
4. Não quero aprender.

理由 Motivo

質問 4 Pergunta 4

あなたのお子さんには日本語を習習してほしいですか。当てはまるものに○を付けてください。また、その理由も教えてください。

Você gostaria que o seu filho(a) aprenda o idioma japonês? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. ぜひ習習してほしい
1. Quero que ele(a) aprenda.
2. できれば習習してほしい
2. Se possível, gostaria que aprendesse.
3. 子供の生活のなかで自然に身につく程度でかまわない
3. Poderia aprender no dia a dia, naturalmente.
4. 日本語は習習できなくてもかまわない
4. Não tem importância que não compreenda o idioma japonês.

理由 Motivo

質問 5 Pergunta 5

あなたのお子さんは、母語がどのくらい理解できますか。当てはまるものに○を付けてください。

Qual o nível de conhecimento da língua materna do seu filho(a)? Circule a resposta correspondente.

1. 英語も、読み書きもまったく得意でない
1. Não tem nenhum problema ao conversar, ler e escrever.
2. 英語は得意でないが、読み書きが十分でない
2. Consegue conversar, mas sente dificuldade para ler e escrever.
3. 英語も読み書きも十分でない
3. Tem dificuldade para conversar, ler e escrever.
4. 単語が理解できない
4. Não tem conhecimento da língua materna.

質問 16 Pergunta 16

あなたは、塾生としてみて、塾生の英語に満足していますか。書てはまるものに○を付けてください。また、その理由も教えてください。

Você está satisfeito com a sua vida atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. 満足している
1. Estou satisfeito.
2. どちらかといえば満足している
2. Estou mais ou menos satisfeito.
3. どちらかといえば満足していない
3. Não estou muito satisfeito.
4. 満足していない
4. Não estou satisfeito.

理由 Motivo

質問 17 Pergunta 17

あなたのお手さんは、塾生の英語に満足していますか。書てはまるものに○を付けてください。また、その理由も教えてください。

Seu filho(a) está satisfeito com a vida atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. 満足している
1. Está satisfeito.
2. どちらかといえば満足している
2. Está mais ou menos satisfeito.
3. どちらかといえば満足していない
3. Não está muito satisfeito.
4. 満足していない
4. Não está satisfeito.

理由 Motivo

質問 18 Pergunta 18

白米社への要望があれば自由に書きください。

Se houver alguma opinião à sociedade japonesa, esteja à livre para escrever.

保護者の要望 Opinião dos pais ou responsáveis
子どもの要望 Opinião do filho(a)

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございます。
Agradecemos a vossa colaboração na pesquisa.

私たちの調査チームでは、外国の労働者の生活環境をより正確に把握するための聞き取り調査に協じていた白ける方を募集しています。あなたは、聞き取り調査に協じてもらいたいとお考えでしょうか。書てはまるものに○を付けてください。

Nós, da equipe de pesquisa, estamos à procura de pessoas que possam colaborar na pesquisa verbal para que possamos ter conhecimento da situação dos estrangeiros com exatidão. Você poderia receber a nossa visita pessoalmente? Circule a resposta correspondente.

1. 協じてもらいたい
1. Posso colaborar na entrevista.
2. 協じてもらいたくない
2. Não posso colaborar.

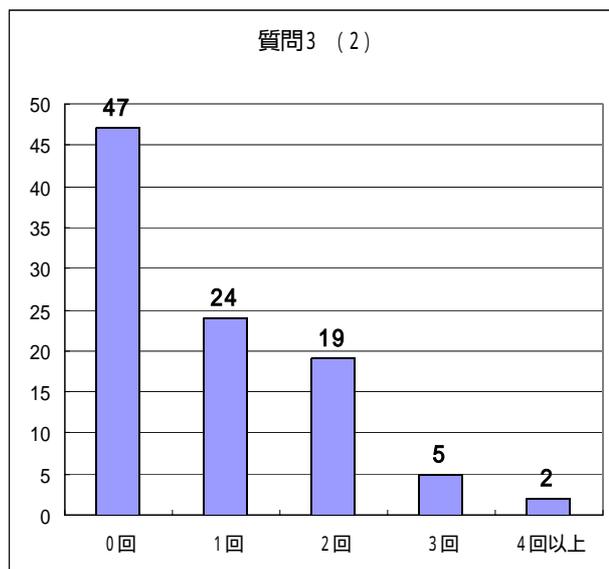
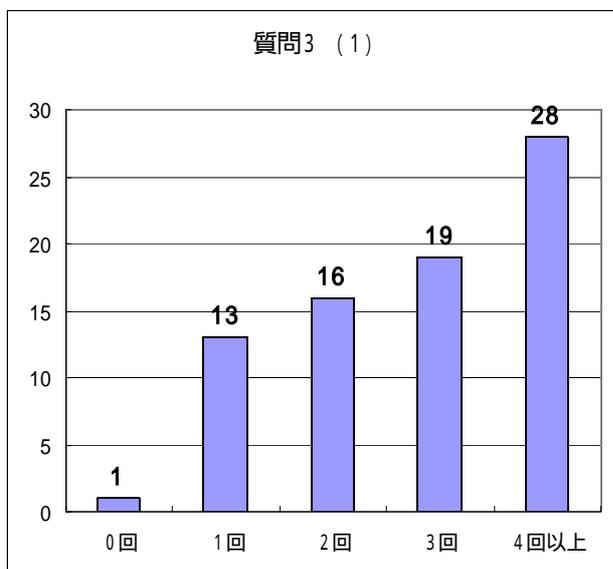
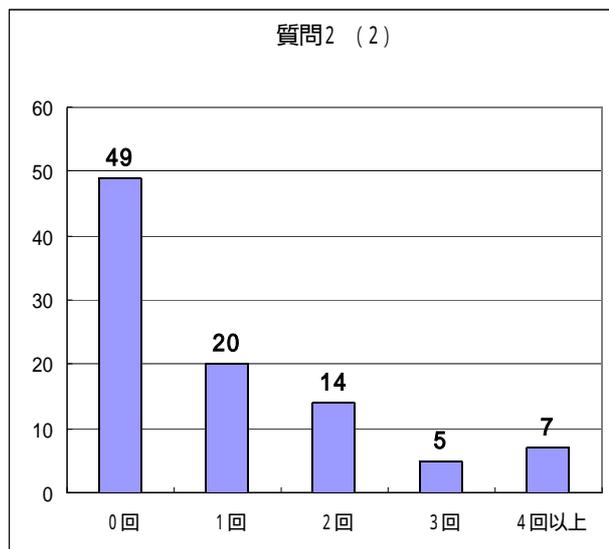
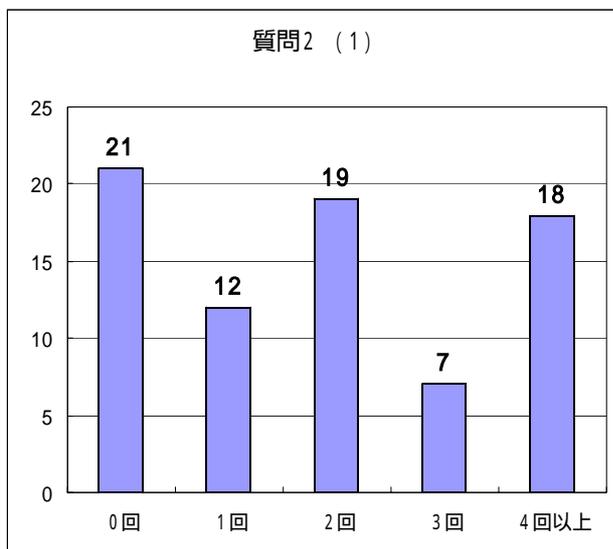
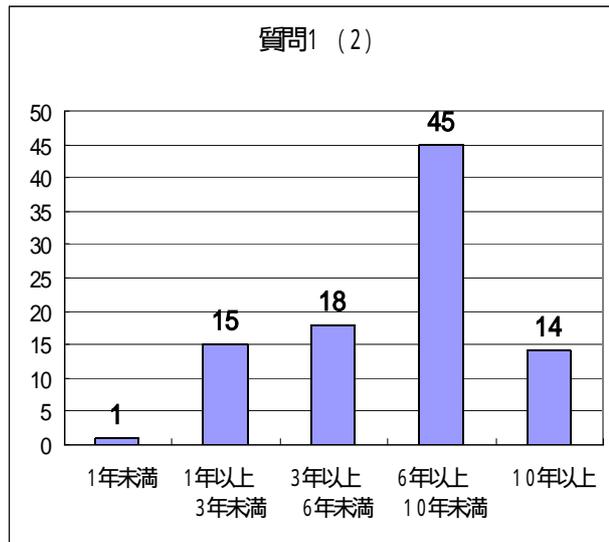
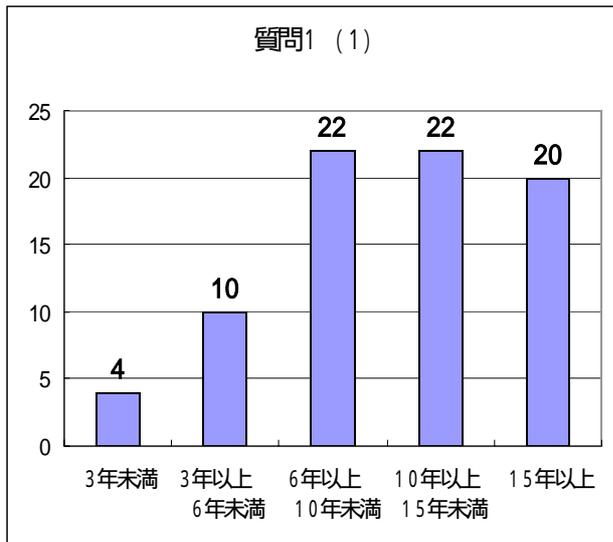
成してもよいに○を付けてくれた方には、聞き取り調査の方法や日時を事前に打ち合わせるための改善を改めてお願いいたします。その改善を見ていただき、実際に聞き取り調査に協じるかどうかを改めてください。

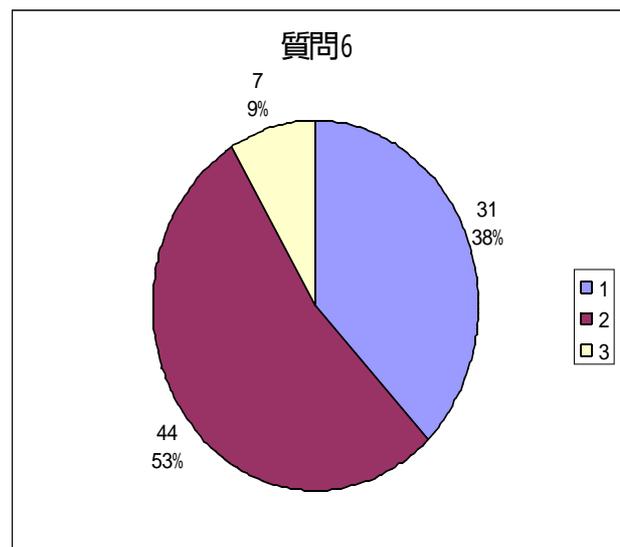
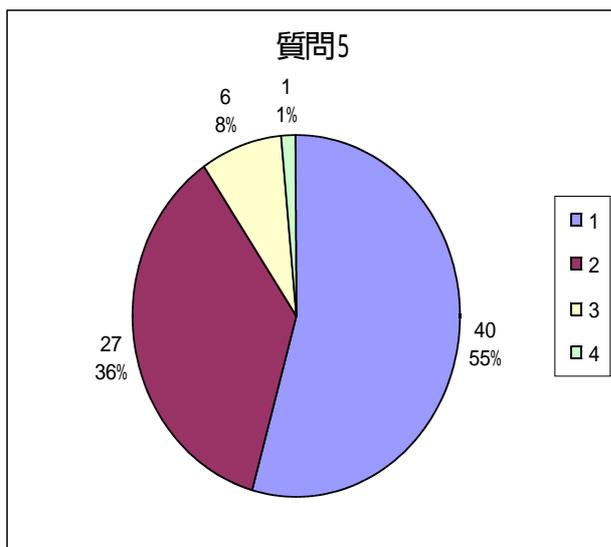
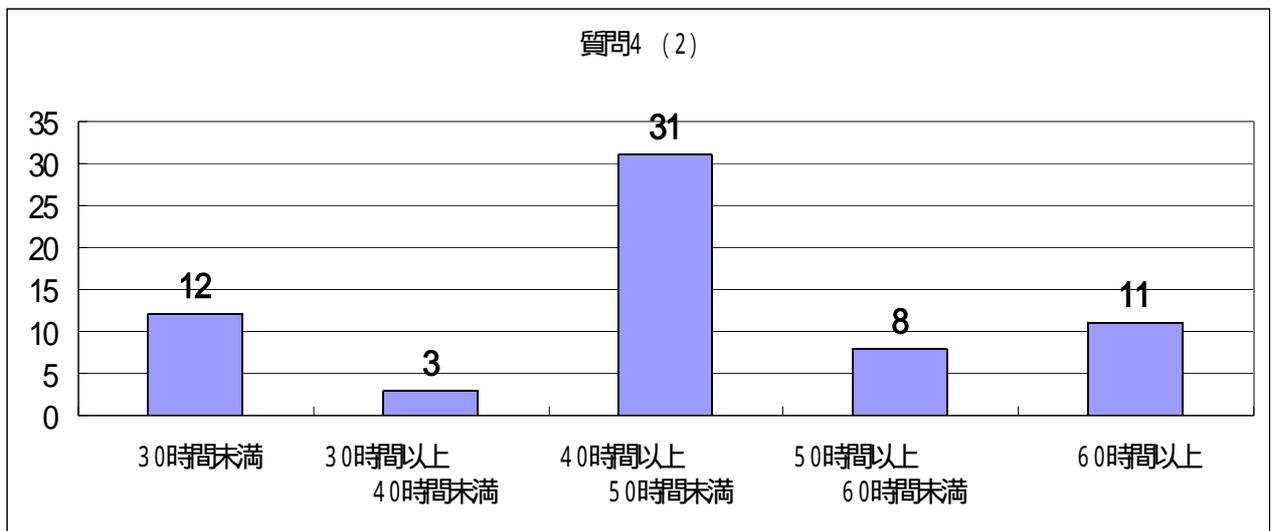
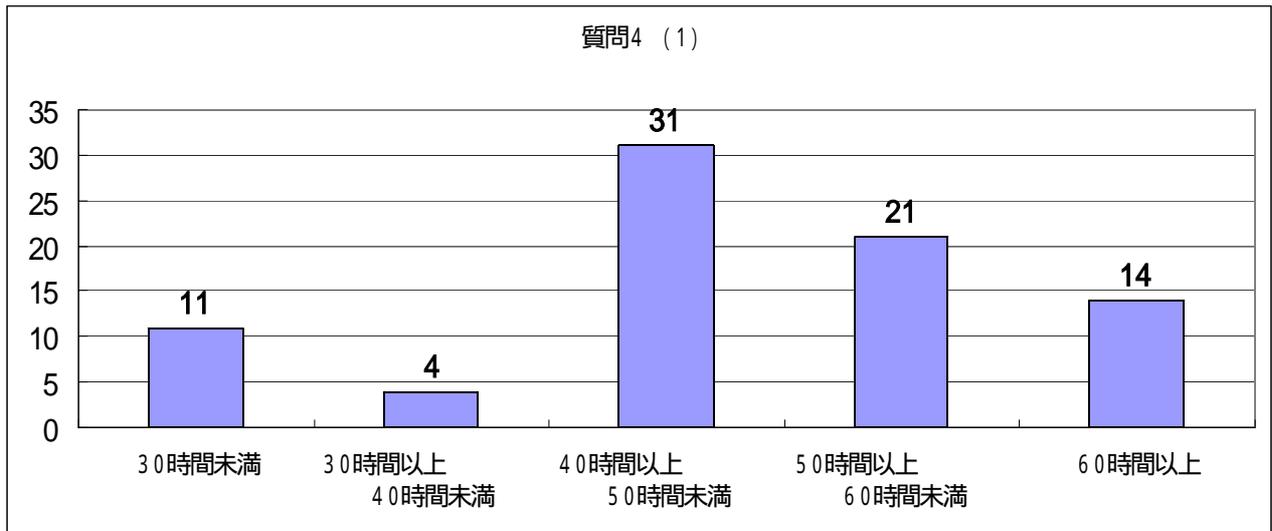
みなさんはお忙しいと思いますが、御社における多文化共生のあり方を考えるための調査にご協力ください。

Enviamos, antecipadamente, uma carta com o método, dia e horário da entrevista, para as pessoas que assinalaram o número 1. Leia a carta e decida se realmente pode colaborar com a pesquisa.

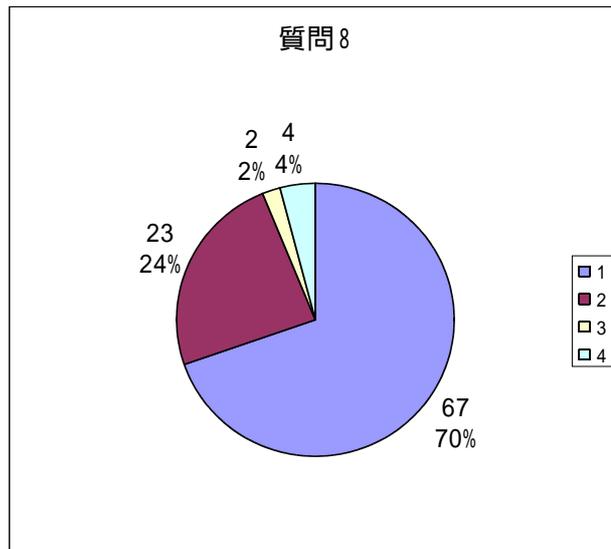
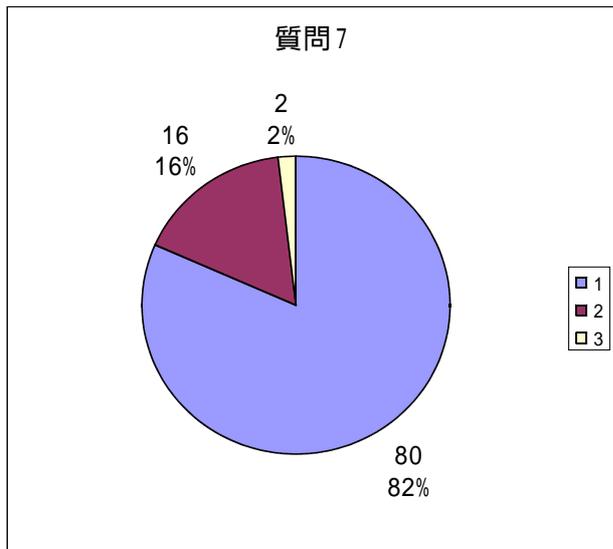
Pedimos desculpas por tomar o seu tempo e agradecemos pela contribuição na pesquisa de criação de uma sociedade multi-cultural na cidade de Tsu.

資料 3

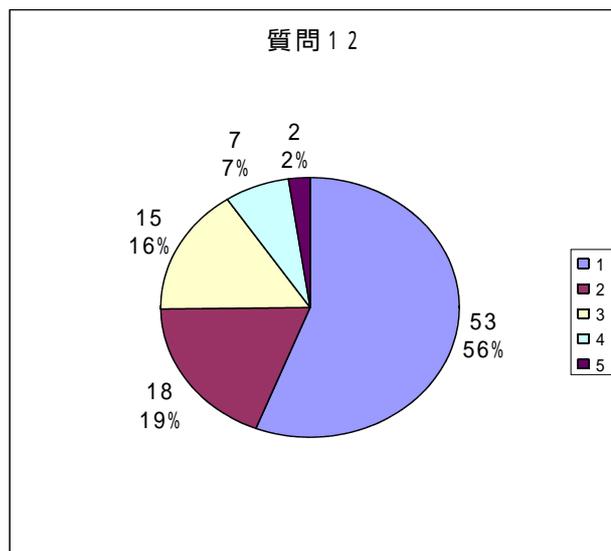
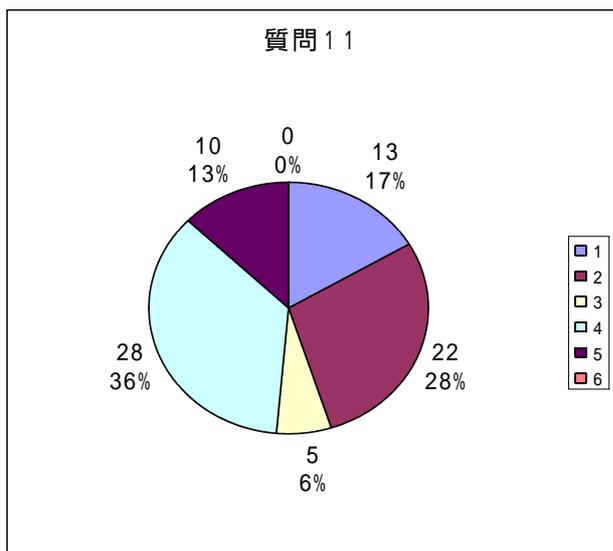
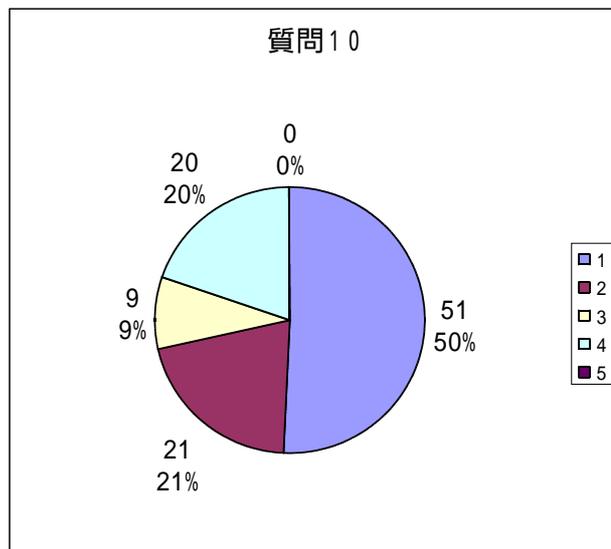
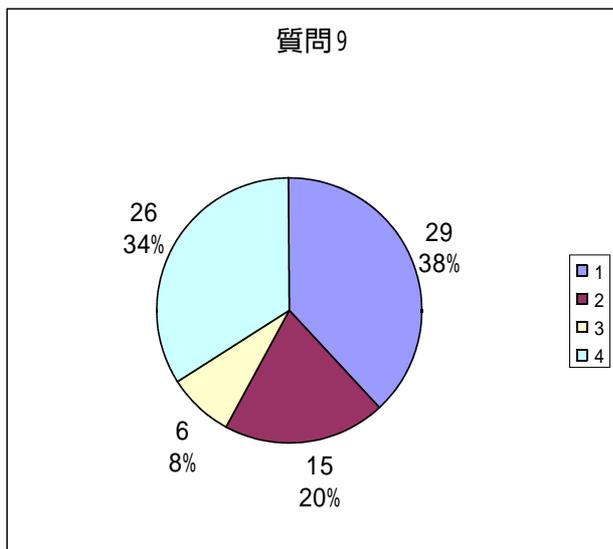




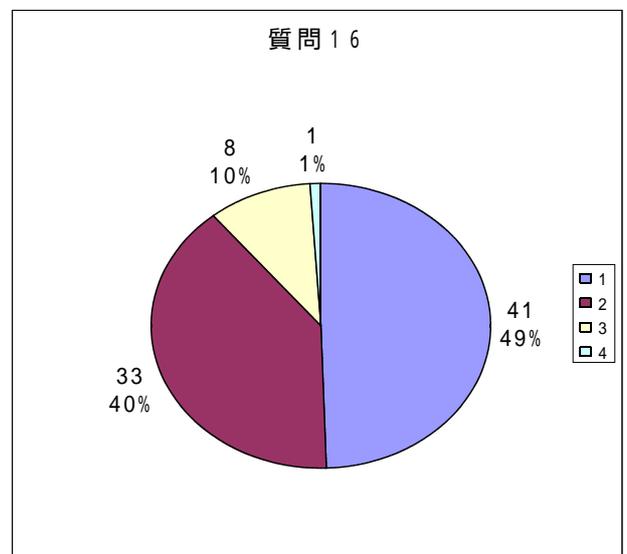
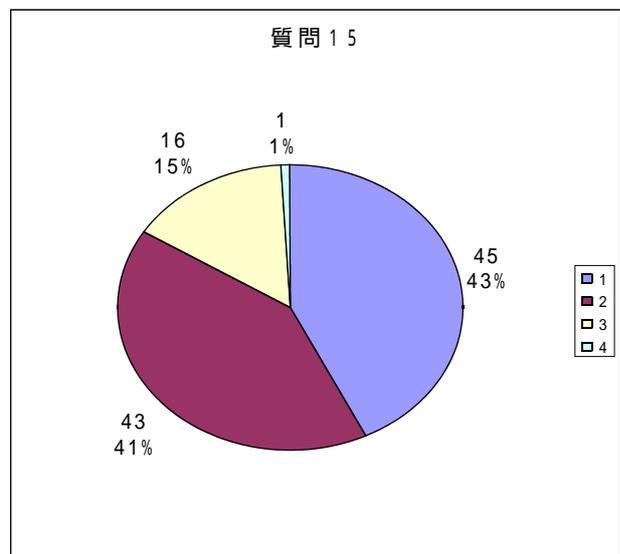
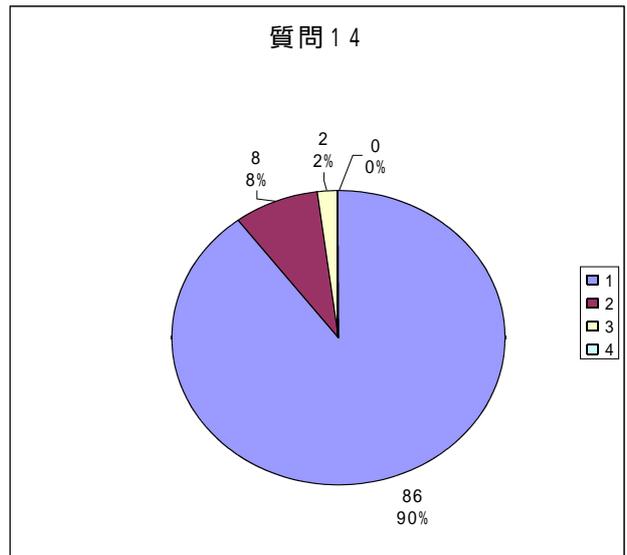
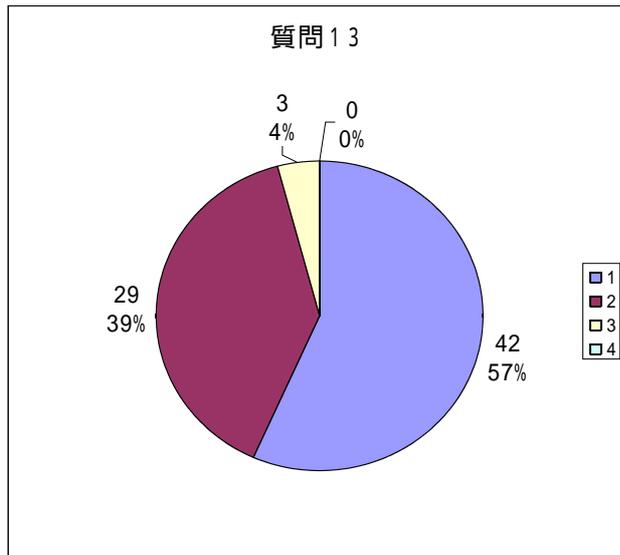
1と2の重複（同一世帯で職場の保険と地域の保険の両方に参加しているもの）が4世帯ある。



3の2人はいずれも帰国中である。

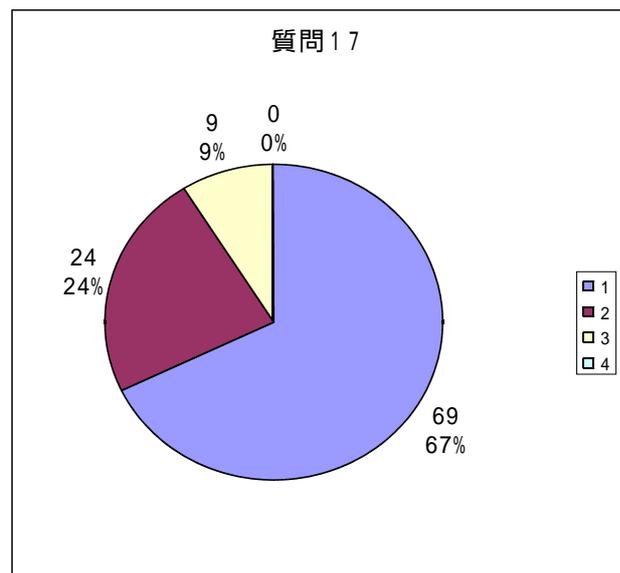


3と4を重複して回答したものが1世帯ある。



2と3を重複して回答したものが1人いる。

1と2を重複して回答したものが1世帯ある。



「伊勢商人と地域社会」漫筆（その3）

茂木陽一

はじめに

今回は、長谷川・小津・川喜田・田中といった伊勢商人の店定目を素材にして、本家主人の考える伊勢商人のあるべき生き方、いってみれば「商人道」について見てみました。その最後に、「商人道」といえるような自己規律的なモラルのあり方が、それでは解決できない深刻な危機を迎える状況の一例として、19世紀初頭に起こった木綿笠置廻し一件について触れました。今回は、この笠置廻し一件をめぐるどのような危機が商人道の世界に降りかかったのかを考えたいと思います。

大坂屋茂十郎と三橋会所

江戸後期、文化文政の頃の江戸商業史に大きな足跡を残した杉本茂十郎という人物がおります。この人物と大伝馬町木綿問屋仲間との確執が笠置廻し一件の背景にあるのですが、最初に伊藤弥之助氏の「杉本茂十郎の研究」によりながら、この人物について見ておきましょう。

茂十郎はもともと甲斐国八代郡夏目原村の百姓小宮山次左衛門の三男十女の末子として生まれ、幼名を栄次郎といいました。縁あって、寛政10年（1798）に江戸の定飛脚問屋大坂屋の婿養子になります。この大坂屋は寛永年中より200年にわたって江戸定飛脚問屋を営む老舗でしたが、栄次郎が養子に入る頃には家運は相当傾いておりました。養子に入ってすぐに養父が死亡したため、ろくに様子もわからないまま養父の名を継いで茂兵衛と改名し、養家再興に悪戦苦闘することになります。

その茂兵衛に運気が開いたのが文化3年（1806）のことでした。それ以前から、定飛脚問屋と江戸最大の荷受問屋の仲間組織である十組問屋との間で飛脚賃をめぐるトラブルが続いていました。十組問屋というのは、大坂・京などから江戸に積み出される荷物を引き受ける荷受問屋の同業団体で、株仲間ではありませんでしたが、江戸の主要な商人を網羅していました。ですから、定飛脚問屋としては最大のお得意でした。

飛脚問屋側が飛脚賃の増額等を求めたのに対し、十組側はこれに反対して、定飛脚問屋を切り捨てて自前で手飛脚を設置する計画を立ててきます。これに対して茂兵衛は飛脚問屋仲間の代表として道中奉行や江戸町奉行と話を通じ、十組とも粘り強く種々折衝を重ね、十組側の計画を撤回させる事に成功します。このことは十組側に茂兵衛の交渉能力の高さを印象づけました。それで、翌年、十組と十組内の薬種問屋から分立しようとした砂糖問屋仲間との間にトラブルが発生した際に、十組仲間側は茂兵衛に依頼して、砂糖問屋との交渉に当たり調停を実現させます。

相手と話している中で何かあるとやたらに「感服しました」というところから、「感腹先生」とか「猛十郎」とあだ名されたその弁舌の才と押しの強さで、江戸最大の商人組織である十組問屋仲間の顧問的存在になり、十組問屋の手船である菱垣廻船の建て直しと十組問屋の特権化に取り組むことになります。菱垣廻船というのは、大坂と江戸を結ぶ廻船問屋によって設立された仲間組織で、家康以来の幕府の保護を受けた独占的な海運業者でした。十組仲間が取り扱う荷物も基本的にこの菱垣廻船が運送する事になっていたのです。ところが、享保15年（1730）に酒荷業者が脱退して樽廻船仲間を結成してから次第に菱垣廻船の取扱高は減少し、船の新造・修繕の資金にも事欠いたために、老朽化した船による難船が続くようになりました。そのことがまた菱垣廻船からの客離れをもたらし、文化5年（1808）の時点では、菱垣廻船所属の船は享保期の160艘から僅か38艘に減少していました。茂兵衛は、何とか資金を集めて、新造船により100艘の規模へ拡大して菱垣廻船を建て直そうとします。

そのために、文化6年には隠居して名前も杉本茂十郎と改名し、仲間商人たちから巨額の積金を集め、それを元に巨額の冥加金献納と三橋会所設立を幕府に持ちかけ、老中牧野備前守、江戸町奉行小田切土佐守に取り入ります。巨額の冥加金の半金が下戻され、それを基金に仲間内への金融を行うと共に、三橋会所の事業費を確保します。三橋会所というのは隅田川に架かる永代橋・新大橋・吾妻橋の三橋の架け替え・修復を幕府に代わって十組商人が自分たちの抛金で行うための一種の財団です。それらの橋の修復費用も出せないほど財政的に逼迫していた幕府にとっては渡りに船の話で、その中心になった茂十郎はその功績によって町奉行所用達となります。こうして茂十郎は江戸の商人の中では誰一人逆らう事のできないような権威者に上り詰めます。こうしてみると、一介の百姓の忼の立志伝なのですが、話はこれでは終わりません。

茂十郎の主唱で翌年には太物組仲間も巻き込んで冥加金1万両を幕府に献納し、菱垣廻船建て直しの為の増運賃と振り方、つまり海難損金負担方式の変更を押しつけてきました。難船の際の振り方（海難の損害を船主・荷主で負担するやり方）には、惣振りと別振りがあります。難船したときに、荷主が自分の荷の損害だけかぶるのが別振りです。普通、千石船のような廻船は一種の荷物だけを運ぶわけではなく、一番下には、バランスを取る為に味噌・醤油・酒のような重量のある樽物を載せ、その上に、米や小間物、更に一番上には軽い木綿太物などを山盛りに乗せて上から薦をかぶせます。ですから、船が難破して沈没したりすると、被害を被る荷主は何人もいるわけです。沿岸で難船したときなどは積んで

いる荷物の中でも軽いものは流れ着いて回収されることが多いのです。それに対して、重い荷物は沈んでしまい回収する事が出来ません。そうすると、荷主によって被る被害は異なっていて、ある荷主は荷物価格の10割を失うけれども木綿太物は5割の被害で済むというようなことになります。この自分が被った被害だけを負う事を別振りというわけです。それに対して、総ての荷と船の損害額を出資額に応じて均等に負担するのが惣振りです。この場合、被害が軽く済んだ荷主でも自分の荷物金額が「全体の荷物金額 + 船の残存価格」に対して占める割合分の損金を負担する事になります。この方式だと、船主や回収困難な荷主の被害が木綿太物荷主の負担増により軽減される事になります。茂十郎は、菱垣廻船に有利な振り方の変更をその権威でもって木綿太物仲間に押しつけてきたといえるわけです。

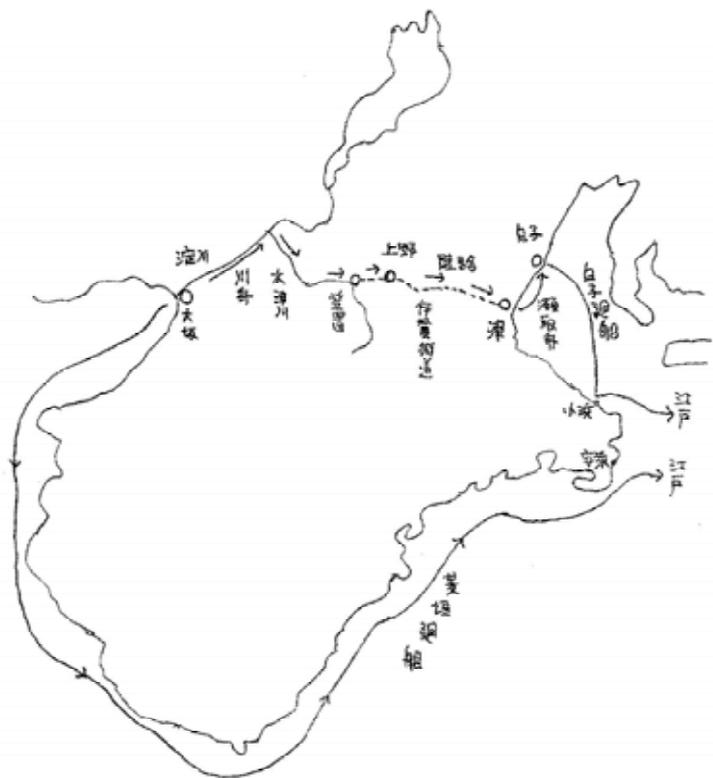
また、寛政から文化年間にかけては連年の豊作が続き、市場に流通する米の値段が下がりました。そうすると年貢米を換金して暮らしている旗下御家人たちはかえって生活苦になるので、幕府は、何とか米価を引き上げようとしています。即効性のある手段として大坂堂島の米市場で米の先物買いをして価格の維持を行おうとしています。しかし、幕府にはそのための財政的余裕がないので、米価の買い支えを茂十郎に命じたのです。茂十郎は三橋会所の7万両の資金を流用して大坂で米相場を張ったり、江戸の伊勢町にも米市場を開設するなどしますが、何れも結局は失敗して莫大な損金を出してしまいます。その損金を補う為に江戸の商人たちに追加の積金を命じたのです。ここまで来ると老中や町奉行と結託した、まあ、絵に描いたような悪徳商人ぶりを発揮することになってしまいます。

この茂十郎の不法を糾弾しようとした中心人物に桂雲院三作という人がおりました。彼は、茂十郎に取り上げられた木綿問屋仲間の金を取り戻す訴訟を起こしまして、さらに、茂十郎の権威の基盤であった菱垣廻船の横暴を阻止するために、大坂の木綿荷物を伊賀を通して伊勢湾に通し、そこから大伝馬町木綿問屋の手船である白子廻船を使って江戸へ運ぶ木綿荷物の新輸送ルートを開拓します。これを笠置廻しというのです。

木綿荷物笠置廻しの開始と北町奉行所の弾圧

大坂の木綿荷物は太物にせよ繰綿にせよ、菱垣廻船荷物で、熊野灘を通して運ばれていました。菱垣廻船には新綿番船という年中行事がありました。その年に収穫した最初の綿荷物を積んだ廻船が大坂の安治川河口から一斉に出発して江戸への一番乗りを競う輸送レースで、毎年江戸・大坂の風物詩になっていたほどです。しかし、運賃の値上げが行われたり、振り方の変更が行われたりということになると、木綿太物荷物のような単価の低い大衆衣料品の価格は輸送コストが占める割合が大きいため、木綿太物問屋にとっては死活問題になりました。文化8年(1811)、太物店仲間が鳩首協議する中で、幾つかの別ルートが提案されますが、笠置廻しが上策として採用されます。

右図に示したようなルートを進めるのですが、大坂に集荷された大和や摂河泉の木綿荷物を川船を使って、淀川さらに支流の木津川を遡上し笠置で陸揚げします。そこから馬に付け替えて、陸路で島ヶ原・上野を経由し、伊賀街道を下して津まで運びます。津からは陸路、あるいは瀬取船を使って白子まで運び、白子で江戸行きの廻船に積み込むというコースです。川船 - 陸送 - 廻船と何度も積み変える手間を考えると、京から積み下す西陣織のような絹物ならともかく、木綿荷物のような嵩が多くて利の薄い大衆商品ではコストオーバーになるところなのですが、それでも菱垣廻船を使うより割安で、時間もほとんど変わらず、何より海難の危険が大幅に減少したので



このルートを開拓した桂雲院三作は、いってみれば、木綿問屋商人たちの顧問弁護士と経営コンサルタントをかねているような人物

なのですが、桂雲院三作というのはもちろんペンネームです。実は、大伝馬町の木綿問屋長井大和屋の支配人の助八という人物で、退役後木綿問屋仲間の顧問になっていたのです。三作を顧問とする大伝馬町仲間は藤堂家をはじめとするルート上の領主や宿方・川舟積問屋・馬継問屋との下交渉を詰めて計画を具体化します。計画は大伝馬町組の名前で進められ、同じ木綿太物を扱う白子組は表面上名前を出しませんでした。白子組は十組に属しているので表面に出るのをいやがり、十組の正式メンバーでない大伝馬町組が前面に出て事を進めたのです。文化9年12月、大坂荷物の笠置廻しがスタートし無事に江戸へ回漕されました。以後、翌年、翌々年と笠置廻し荷物は順調に増加していきます。

このいってみれば正義の企ては、同じ時期に進められた三橋会所の積金返還訴訟の中心だった白子組や大伝馬町組の商人たちを弾圧する口実に使われます。茂十郎が兼て懇意の北町奉行永田政直を動かし、文化11年10月29日、北町奉行所は笠置廻し一件について、大丸・田端屋・大和屋らの主人・番頭を入牢させて厳しい詮議を遂げます。この詮議で、田端屋江戸新店の支配役だった万兵衛（久居の須賀瀬村の出身でした）は江戸並に在所の所払いを命じられます。

さらに、翌々12月、北町奉行永田正直は桂雲院三作、坂倉重兵衛を追放刑に、小津屋権右衛門ら44名に過料を申し渡しました。この結果、木綿太物仲間は茂十郎に笠置廻し中止を申し入れ、結局笠置廻しは潰されてしまいました。順調にこのルートが成長すれば白子が伊勢湾内のみならず、東西物流の結節点になったかもしれない試みですが、あっさりと2年ほどでその命脈が絶たれます。

権力と商人 - 田端屋治郎右衛門の書状 -

この騒動に対して、大伝馬町仲間の記録は簡単に記しているのみですが、大伝馬町仲間に所属する田端屋主人が江戸から津の本家に宛てた手紙が残っています。それは、北町奉行所による関係者の入牢・追放が行われる一月ほど前のものですが、茂十郎が三橋会所積金問題とも絡めて老中・奉行所と結託して大伝馬町仲間への弾圧を進めようとしている事について、奉行所の不当な措置と茂十郎に対する怒りが噴き上げているのがよくわかります。その書状の文面は次のようなものです。

いよいよ御壮健に遊ばされ珍重にごさ候。両家内一同無事、大慶に仕り候。私も無事、三店中別状ごさなく候。憚ながらご安心遊ばされくごされ候。

一、かねてご承知の三橋会処口達書印形筋、両組ならびに呉服方一同、不承知追々申し立て、この節右一件はなはだ難しく相成り、一統心配まかり在り候。向こうは不正の企て、此方は明白に断り申す義、恐るるに足らぬ道理にそうらえども、向こうは公儀を笠に着て、万民を掌に振り申ほどの不正の大敵にそうらえば、理非をただすなどは、陰の舞い、棒押しに押されては中々かない申さず候。直なる事の通らぬ世柄、何とも嘆かわしく、天も能く許し候ものかなと、これのみ不思議と存じたてまつり候。しかし一統の義、是非もごさ無く、もがきても無駄なる事にごさ候。何れ、此方にも油断はこれあり候事にてそうらわん。なにぶん心外の事どもにごさ候。...大変にはごさそうらえども、もはやこの上格別の義もあるまじく、いずれ明日へ懸かる道も付き申すべく存じたてまつり候。.....

(文化十一年)十月朔日

権力と結託した茂十郎の非道に対して自分たちには「恐るるに足らぬ道理」があるにもかかわらず、その不正に対抗できない「直なることの通らぬ世柄」だと嘆きます。「もがきても無駄なる事」、あるいはこちらにも油断があったと語ったうえで、しかし、「もはやこの上格別の義も」ないであろうと期待を込めています。しかし、この期待は外れてしまいます。茂十郎の攻勢は止むことなく、奉行所は更に過酷な弾圧を用意していたのでした。上述のように、この書状が認められた1ヶ月後に奉行所は関係者の詮議と処罰を行ったのです。まさに「公儀を笠に着」た「不正」が降りかかってきたわけです。

これに対して、この間の事情を伝える田端屋の江戸用事控には、新兵衛が追放されたため空席になった新店の支配役に伊勢店の支配役を振り向け、伊勢店の支配役は次席が兼任し、さらに本店の支配役が新店・伊勢店の金銀出入を統括するという経営体制の建て直しが慌ただしく行われ、その上で、当面新規の仕入れを控え、集まり事もなるべく書面で済ませ、とにかく身を低くしているという指示が出されたことを伝えています。自らの正当性やモラルティ、正道の商い、すなわち商人道に対する確信を持っていながら、むき出しの権力による攻撃が加えられれば、それに対して屈従せざるを得ない。これこそ先ほどの店定目にみる商人道のある意味での限界なのだといえるでしょう。権力を乗り越える倫理性を自らの規範意識の中に組み込むことができればそれは変革へつながるのですが、既存の体制の中での安定こそが商人道的前提である以上、変革の視点は生まれてこない、それが倫理性の内部化、身分意識の強化につながっていくのです。

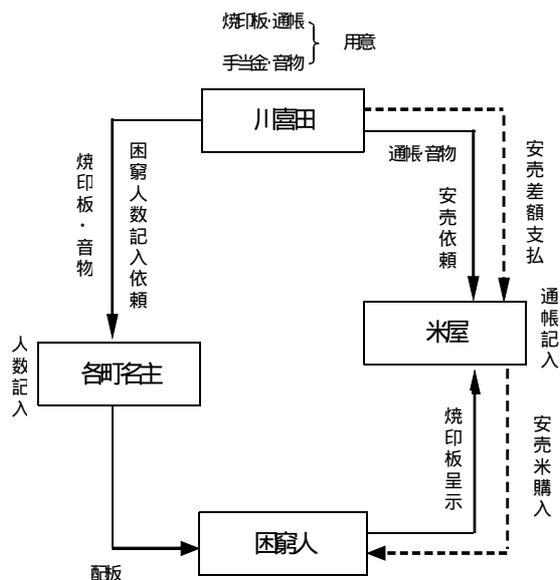
ただ、「いずれ明日へ懸かる道も付き申すべく」と結んだ治郎右衛門の思いは、5年後に実現します。文政2(1819)年、茂十郎の後ろ盾だった老中牧野備前守が退職した上に、北町奉行永田政直が病死し、

榊原忠之が後任になると、新奉行は茂十郎が持っていた特権を全て奪い、三橋会所も廃止となりました。果たして治郎右衛門はこれを「天」の許さぬ証し受け止めたのでしょうか。

飢饉と救恤

権力との関係で限界を持つ商人道は身分規範として機能する局面では有効な社会性を発揮します。奉公人を商人として大成させるのもそうですが、飢饉などの際の救恤のやり方に領主では果たせないものがあるように思えます。飢饉の時の領主の対応は、米価引き下げ、買い占め・売り惜しみの禁止、施米・施粥といったところですが、ただ米価を引き下げると命令されても米商にしてみればわざわざ損をするようなことは出来れば避けたいわけですが、そうすると領主のお触れが出て米価引き下げをしないけしからんやつという事で町人達から打ち毀しをされるといような事がしばしば起こります。

文久元年（1861）、津での救い米を津藩に要請された川喜田家は領主に代わって、図に示したような方法で窮民助成を実施します。川喜田家は各町名主に依頼して困窮人数を調査して貰い、困窮人に対して米安売りを受けられる焼き印板を配布して貰います。焼き印板を配布された困窮人はそれを提示して指定された米屋から安値で米を買う事が出来ます。一方、米屋に対しては、川喜田から安売りの依頼と記録用の通帳が渡されます。焼き印板によって購入された安売り分の正価との差額を川喜田が米屋に支払うという仕組みです。川喜田は、これを実施するために必要な手当金と、焼き印板、通帳、さらに町名主に手渡す音物（手土産）までも用意します。ここで注目したいのは、米の安売りを一片の命令でなく行うプログラムの作成と、直接の担当者である名主と米屋に「お願い」として行う腰の低さ、フリーライダーを防ぐための焼き印板の採用など合理的な工夫です。ここには商人道に基づく実践があるように思えます。このためか津の城下では打ち毀しは起こりませんでした。



商人道の行方

これまで見てきたことに、漫筆とはいいいながら、とりあえずのまとめをつけてみましょう。江戸期の伊勢商人は高い倫理性を持った禁欲的な商人道を生み出し、その商人道に随う商人群を育て上げて社会に供給していきました。日本の社会の倫理性の高さは、しばしば同時代の欧米人によって中国の拝金主義に対して「サムライ・スピリット」として称揚されてきましたが、ここまでの経過を見れば、それ以上に「あきんど・スピリット」の果たした役割が大きいのではないのでしょうか。

ところが、そのモラルティーの高さ、倫理規範の内面化は、外延化を否定されている事の結果でもありました。武士=公儀の前に無力であること、その自覚は自らのモラルティーをすべての階層に押し広げていくモチベーションを失わせ、身分内規範として作用し、そのことが又、強烈な身分意識を作り出していきます。侍と縁続きになるのを拒否するのはその表現でありました。また、その身分性は、社会変革をもたらす変革性という点で、一揆・打ち毀しを起こす論理を作り出す百姓や都市下層民衆には及ばないのです。さらに、今回は十分に触れられませんが、伊勢商人の商家は百姓以上に強烈な賤民差別を伴っていたようです。私の知る限り、伊勢商人が、ささら、えた、鉢屋、非人などの賤民層を奉公人に雇用している例はありません。商人といっても出身は大部分百姓の次三男ですが、商家になる事で百姓以上の身分性を持つのが商人道であったともいえるのではないのでしょうか。この問題は、またおりがあれば考えてみたいと思います。

【参考文献・資料】

- 伊藤弥之助「杉本茂十郎の研究」(『三田学会雑誌』47-9・10、1954年)
- 北島正元『近世の民衆と都市』(名著出版、1984年)
- 杉本嘉八「文化年代における笠置廻し白子積問題について」(『三重県史研究』第4号、1988年)
- 街道の日本史30『東海道と伊勢湾』(吉川弘文館、2004年)
- 『続海事史料叢書』第三・四巻(日本海事広報協会、1978・79年)
- 『日本財政経済史料』巻三(財政経済学会、1920年)
- 『三重県史 資料編』近世4(上)(三重県、1998年)
- 麗澤大学図書館所蔵田端屋田中家文書

【受入図書一覧】

本研究所で2008年12月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
地球と一緒に頭も冷やせ！	ビョルン・ロンホルム 訳 山形 浩生
ウォーラーステイン	川北 稔 編
ヨーロッパ的普遍主義	イリコイル・ウォーラーステイン 訳 山下 範久
目からウロコの文化人類学入門	斗鬼 正一
人類学で世界をみる	春日 直樹 編
日本の巨樹・巨木	高橋 弘
職員の給与等に関する報告及び勧告 平成20年10月	三重県人事委員会
平成20年版 犯罪被害者白書	内閣府
国際人権 No.19	国際人権法学会
行政機構図 平成20年度版	(財)行政管理研究センター
平成20年度版 全国市町村要覧	市町村要覧編集委員会
地域経済総覧 2009年	東洋経済新報社
平成20年度 中小企業施策総覧	中小企業庁
伊勢年鑑 2009	伊勢新聞社
保育白書 2008	全国保育団体連絡会/保育研究所
通商白書 2008	経済産業省
ゾウの時間ネズミの時間	本川 達雄
江戸生業物価事典	三好 一光
ナチズムと強制売春	クリス・パウル
男性神話	彦坂 諦
途上国の人口移動とジェンダー	早瀬 保子
人口法学のすすめ	野村 好弘/小賀野 晶一
経済学辞典 第3版	大阪市立大学経済研究所 編
岩波日本史辞典	永原 慶二 監修
障害者自立支援法とは	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
脱施設化と地域生活	中園 康夫/末光 茂 監訳
障害者自立支援法と自治体のしょうがい者施策	石川 満
占領・復興期の日米関係	佐々木 隆爾
問題てんこもり！障害者自立支援法	特定非営利活動法人 DPI日本会議
現代思想2003.9 特集 占領とは何か	池上 善彦 編集
沖縄の占領と日本の復興	中野 敏男/波平 恒男/屋嘉比 収/李 孝徳
文部科学法令要覧 平成21年度版	文部科学法令研究会 監修
平成20年度 学校基本調査報告書 (初等中等教育機関 専修学校・各種学校編)	文部科学省
平成20年度 学校基本調査報告書 (高等教育機関 編)	文部科学省
財務省金融庁要覧 平成21年版	大蔵要覧出版社
社会福祉の動向 2009	社会福祉の動向編集委員会
保険と年金の動向 2008	(財)厚生統計協会

編集後記

今号には、外国人問題調査研究チーム代表の楠本研究員による研究交流集会「津市における来日外国人の生活実態調査」の報告、そして茂木研究員による「伊勢商人と地域社会」漫筆、の2本の論考を掲載できました。いずれも多文化共生の問題や社会および企業の倫理性の問題など、今日ひるく注目されている重要な問題について、三重県や津市の現状分析・歴史分析を通してまとめられたものです。こうした論考を皆さんにお届けできるのも、まさに地研ならではのと考えております。来年度も、地域が抱える課題と可能性について、研究員一丸となり積極的に研究成果を発信してまいります。どうぞご期待下さい。(KS)